

昭和三十一年三月

河北町誌編纂資料編 第二十輯

最上紅花史放談

十話

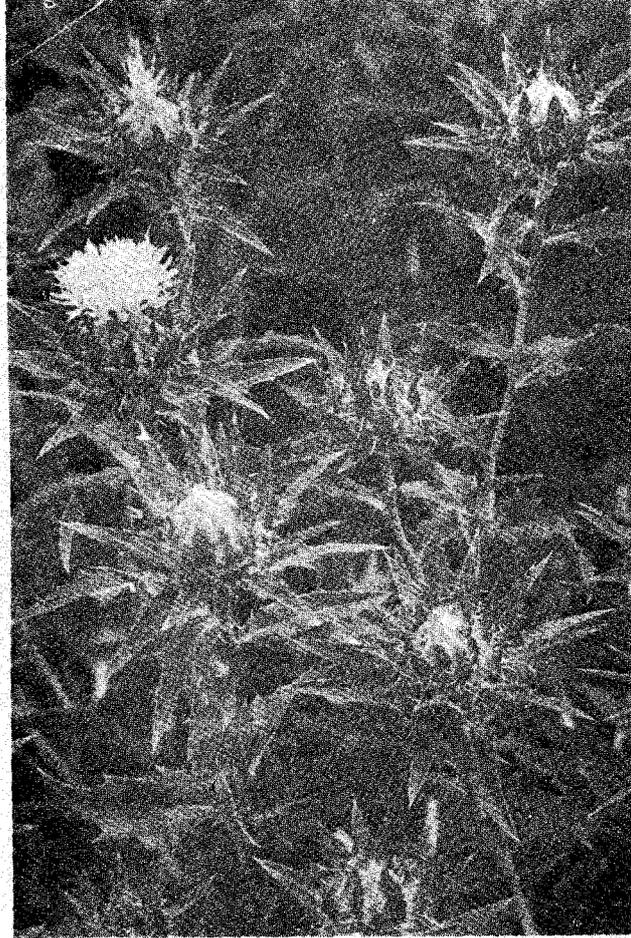
今田信一

河北町誌編纂委員会

最上紅花史放談

十話

今田信一



郷土の花

眉掃を俤にして紅の花

芭蕉

行末は誰が肌ふれん紅の花

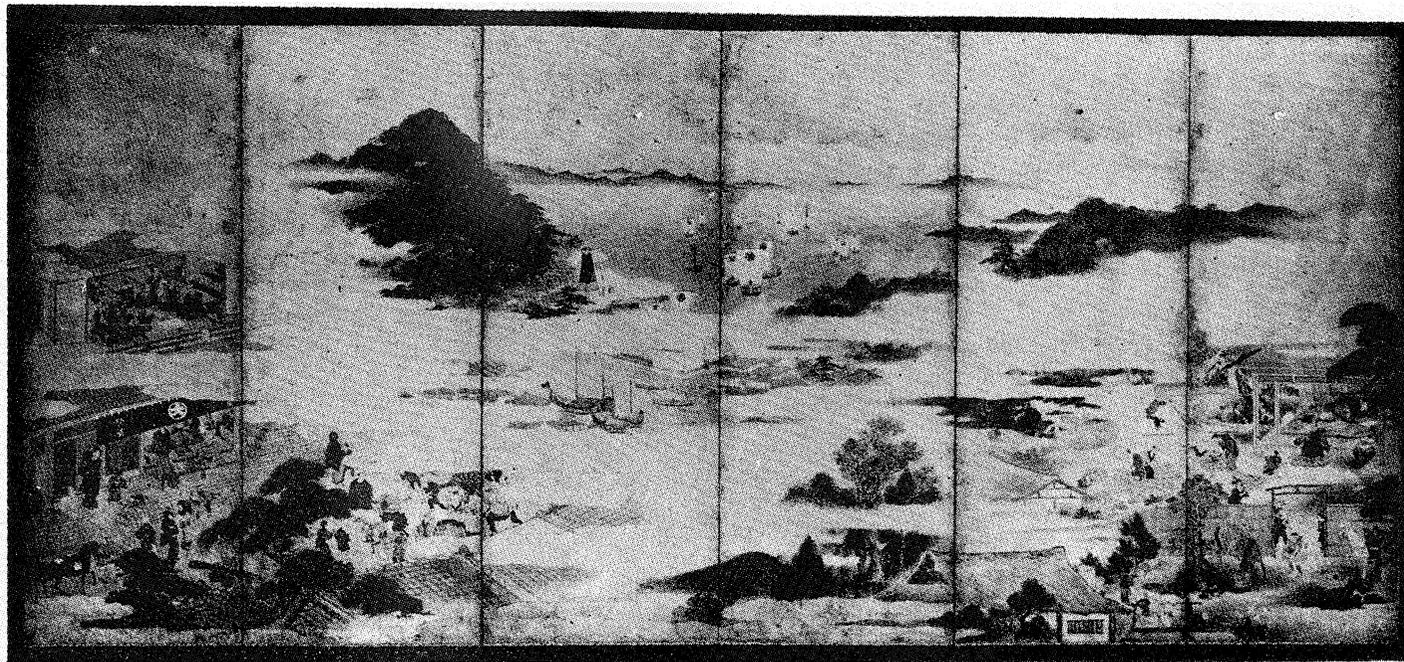
芭蕉

最上紅花屏風（其一）



寒河江市 武田 健氏 藏

最上紅花屏風 (其二)



寒河江市 武田 健氏藏



紅花摘

晴れて見事や紅花摘みの

笠にうつるや旭の光 (花摘唄)

最上紅花史放談 十話

目次

はしがき	1	
第一話	令子さんの結婚式と紅	5
第二話	武田家所蔵の紅花屏風	10
第三話	「山形紅花まつり」に寄せる	28
第四話	紅花商人の献策して最上紅花振興策	37
第五話	紅花商人の放えた花買心得	46
第六話	紅花商人たちの金融	54
第七話	紅花向屋から来た出世證文	67
第八話	紅花と藩の財政々策	78
第九話	紅花と不老長生の思想	90
第十話	時代に庄之れ最上紅花	97

はしがき

紅花が、近世三百年に亘り、我が出羽国最上地方の、文化と経済に与えた影響は、奥に大きいものがあります。

元祿の昔、俳聖芭蕉をして「行く未は誰が肌ふれん紅の花」の名句を残させた外、他の多くの文人からは、詩文の対象とされ、素朴な農民の画には、誰が作ったともない民謡として、紅花摘唄が愛誦され、畫家に描かれては「最上紅花屏風」となりました。尾花沢の紅花商鈴木清風と、江戸の名妓高尾にまつわる情話も、この紅花が取り持った縁であつたとも言えるし、京舞妓の婉然たる友禪姿も、その大部分は最上紅花の賜であつたのです。

経済的には、一般農民の生活を豊かにしてくれましただけであつたに、「最上商人」として活躍した多くの商人たちの、経済力の基礎をなしたのも、この紅花でありましたし、市場の盛況をもたらしたのも、紅花に買入所が少くなかつたのです。山形の初市に無くしてはならない「花飴」等は、毎年のことながら、懐かしい情景であります。

羽州街道の栄えたのは、諸大名の参勤路であつたからではありませんが、国産としての紅花は、山形から大石田まで、必ずこの街道を駆送しなければならなかつたという制度に依ることも、決して見逃がすことの出来ない大切な問題でありました。

さらにまた、奥の細道をたどつた東北の片隅、この最上地方に、上方文化の遺産が案外によく残っているということも、これら紅花商人の上方往来によって移入されたためであ

つて、そうした面からの功勞も忘れてはならない点であります。

○ 最近、紅花の研究ということが非常に盛になつて参りました。特に、近世における社会経済史の立場から、學者の間に取上げられておりますが、向題矣はまだまだ残つてゐるようであります。しかも、生産関係は全く農民の手にありましたために、そういう方面の記録は中々まとまつておりませんので、研究も思ふ様には進んで行きかねてゐる状況であります。

私のこの「最上紅花史放談十話」も、僅かな資料を本にして書いておりますので、一向にまとまつてはおりません。「放談」としたのも、全くそんなためであります。

○ 十の話は、一つ一つ独立してありまして、その間に何等の連絡もありません。ただ話の順序から致しますと、第一話は序説的なもの、第二話と第三話は総説的なもの、第四話と第五話はその品質に関するもの、第六話から第八話までの三つは商人や藩に及ぼした経済上の問題、第九話は本草学的な立場から見たもの、そして第十話はその衰微の事情を述べたものです。従つて全体の構成からは一貫性を持つてゐるとも言えませう。しかし飽くまで一話毎に独立させた関係上、話を進めて行く都合の上から、同じような内容が所々に出ており、大変しまりが無くなりまして、止むを得ないことでした。

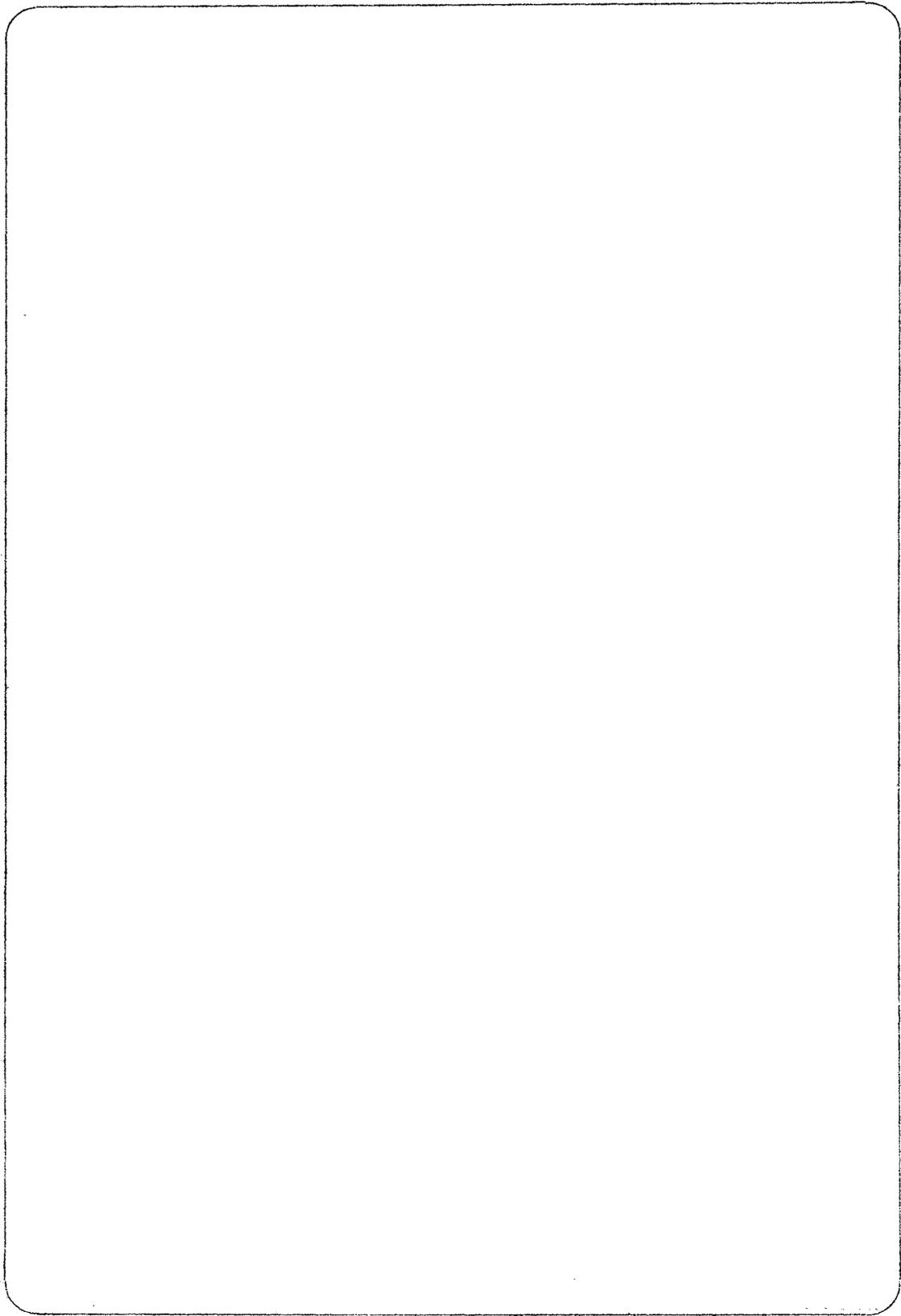
○ 紅花はこの地方の特産ではありますが、当時の最上地方全体に関係してありますので、

語の内容も地域的には大部広がっております。郷土史となると、とにかく足元のことにはかり掘われがちで、広い眼で自分を見るところが忘れ去られます。そんな考えから第八語等も入れた訳ですが、広がり過ぎて、どの語にも中心点を失ってしまい、読んでみて、頭に何も残らないという変なものが出来上ってしまったようです。

○

記述の形態をお話体に見ましました。これは氣どつて訳でも何でもありません。資料篇というものは、その性質上や、もすると生の資料が多くなりがちで、それだけに読まれる方々も苦勞されるのではないかと考えられますので、こんな形をとってみたまでのことです。教葉の写真を挿入してみたり、各頁に挿を組んでみたりしたことも、全体の感じを軟かにし、そして楽しく全文を読み通して戴きたいという念頭からです。(悪文で決して楽しくは読めないでしょうけれど)なお、こういう気休な編輯を許して下さった委員会に御礼を申し上げます。

今 田 信 一



最上紅花史放談 十話

今 田 信 一

第一話 令子さんの結婚式と紅

過日（註一昭和三〇、六、二九）、山形市七日町にお住いの民芸研究家、レバタ、はじめ氏を訪問しました際、誠に心にくい程の雅致に満ちた、結婚披露の挨拶状を拜見いたしました。それは、去る四月に華燭の典を挙げられた、仙台市の佐々木顯一郎氏と、寒河江市の鈴木令子さん（註一鈴木与右工門氏令嬢）の所から送られたものでした。新郎は味噌屋さん、新婦は酒屋さんという妙な組合せですけれども、味噌も酒も日本趣味の代表的なもの、そういう中から生れたこの挨拶状は、立派な本証紙を用い、表には、新郎顯一郎氏誕生初節句（註一昭和四年五月五日）の時の、実に可愛いらしい手形や、「笹十」の商標や、「丸に四つ目」の家紋等を、本版にして配^あらい、中を開けば、その日の盛典を記念した御両人の、式場に向われる時のものでもあらうか、自動車に乗られた美しい姿を写真にして貼布されてあり、その手配りの美事さには、暫く言うべき言葉もなく見惚れさせられました。レかもこの趣向も版画も総て顯一郎氏の考案自作にかゝるものと聞いては、一層感に打たれた次第です。

こういう気の利いた風雅な書状を入れた封筒の、封緘に用いた「壽」という文字は、ま

た、それこそ見事な本紅をモッて書かれてあるのです。薬指の先を舌で一寸しめして、その文字を軽くこすると、その真紅の紅が指先に奇麗にうつりついて来るのです。人生一生一代の盛事を告げるこの書状を、このような紅をモッて固く封じた御面人の美しい心情に打たれた私は、現在の私にとって、別に親しい縁りがあるという訳でもない所の御面人に対してすら、何かしら温い愛情というようなものを感じ、その将来の御幸福というものを、心から祈らずになおられませんでした。これは、真実の美しさというものに接した時の、人間の至情であるかも知れません。

ところで、終戦後の生活様式は随分違って参りましたが、特に目立って来ましたのは、婦人の衣装や化粧の色合が非常に原色的になり、それだけに際立って美しさを加えて来たことでもあります。しかし単純な原色の配合でありますので、色彩感覚からすれば、奥にはつきりとしており、万人の目を引き易く効果的ではありませんけれども、一面から言えば、ケバケバしく、むしろ毒々しくさえ感じさせられます。こういう傾向は、いわゆるあちらさん好みの影響を受けたものでありませうが、日本人本来の気質から考えるならば、如何なるものでしょうか。

昔の妙齡の婦人方は、玉虫色というか、笹色というか、底に深い青味を含んだ、紅地錦の衣装を好んだが、この染料に使用された紅は、元来は光線を吸収して、褪せ易い性質を持つておりますので、若い頃には美しい紅色で染めた衣装も、中年頃には焦茶色の澁い落ちいた色合に変色して、却つて年配に似つかわしい上品になるのみならず、長い間に、裏地等に用いた本紅染の紅絹（トミ）の紅の色素が、自然と科学的作用を起し、人体に新陳代謝

という生理的現象を与えるために、年齢の割合に、優雅な若々れさを持続することが出来たのであると言われます。

口紅をつけることも昔からありました。奈良薬師寺の吉祥天像、同正倉院の鳥毛立女屏風の美人、同法隆寺金堂壁画の菩薩像等は、何れも美しく口紅を施しており、天平時代の豊頬美女の典型を現わし、見ておりますとむしる愛欲をさえ誘うようであります。そう言えは、慈恩寺弥勒堂の秘仏、御本尊の大日如来も口紅があつたように記憶しております。鳥毛立女屏風の美女は、さらに頬紅もつけております。こういう化粧法は、奈良時代や平安時代においては、上流社会や貴族階級の人々に限られておつたのでありましたが、江戸時代のように、文化が普及し、庶民の生活も向上して来ると、一般にも随分流行して参りました。しかし、「用捨箱」とか「守貞漫稿」とか、或は「嬉遊笑覽」等という本を讀んでみますと、それは決して今の世の血を塗つたような真紅まにではなくして、「唇の色は玉虫の如く光るを良し」としたものでした。

京都から売り出された「小松紅」、山形の紅屋久太郎から販売された「千歳紅」、同じく榎屋勘右工門で製造した「玉紅」等、その名称を聞いたゞけでも、「五分向で一日美しい落ちないブルーフ」等という今時の廣告と比較して、どれほど奥ゆかしいものであるかわかりません。これらは何れも「ラフレ紅」とか「紅血猪口」と言われるもので、紅を血や猪口に塗り移して保存し、使用する時は、薬指か紅筆というものを用いました。紅筆というものは、三寸程の短いもので、両端に小さな刷毛のついた筆でした。こんな血や猪口では、持ち歩きに大変不便ではないかと思われるでしょうが、その時にはまた都合のよい「

板紅しというのがありました。それは、長さ四五寸、巾二寸程の厚紙で作った漆塗板の折疊式のものに、紅をのべたものです。体裁も中々凝ったもので、若い婦人方が外出される時には、これをそつと懐にしのばせて行つたのです。

本当に美しい化粧というものは、單なる事務的なものであつてはならないと思ひます。化粧というたしなみは、元來は人間の性的本能から出發してゐるものでしょうから、所かまわず、むきつけにするよりも、むしろ、羞らいながらそつとする方が、艶かしい風情もあり、それだけ効果もあるのではないでしようか。しかし、世の中が忙しくなり、婦人方も落ちついて、化粧等のことを考へてゐる暇がなくなりましたから、言う方が無理であるかも知れません。

また、本紅の原料となる紅花は、わが村山地方、昔は最上と言ひましたこの地方が、全國の主産地でありました。その製造方法が困難なために、明治の初めごろから、いわゆる西洋紅に圧されて、全く衰微してしまひました。そのために、現代の一般人からは、紅花というものは殆ど忘れ去られてしまつたのです。科学の進歩とか、經濟の變遷とかいふものは、私たちの日常生活を遠慮なく變更して行くもので、これはどうにもならない歴史の力というものでしょう。所がどうでしょう。品質や原料そのものが科学薬品に代り、製造工程が簡單になり、經濟的には安価になつても、唇を裝飾したり、頬を美しくしたり、赤い衣装を喜ぶという本能だけは、変りがないのです。つまり化粧の本質には一向變化がないのです。

そこで、日本百來の染料であつた紅花から、何とかして簡易に本紅を抽出する方法はな

いものかと、山形の岩淵栄治氏、市村利兵衛氏、渡辺友次郎氏、しはた、はじめ氏等が中心となり、川崎浩良氏や鈴木清助氏等の先輩の助力を得て、昭和二十五年十一月に、山形紅花振興会というものを結成し、ずつとその研究に専念している訳であります。そのため、紅花に関心を持たれる方が全国的に尋くなつて参りました。幸いなことに、昨昭和三十年の七月には、東京都新宿にある資源科学研究所の、和田水先生が、漆山の志村に來られ、十数日間に亘つて紅花の科学的な研究をなされた結果、色素の抽出に成功されたので、最上紅花の将来にも、明るい見通しが立つて参りました。今年元旦の和田先生からの賀状に、「皆様の御支援によりまして、漆山志村での紅花研究を、山形市で助成して下さいますとのことになり、感謝しております」と附記されてありますが、現代的に調和のとれた肢体と、きびきびとした健康的な活動力の中に、さらに天平時代から伝わる化粧の美しさを取り入れた、新しい日本婦人の姿を見ることの出来るのも、固もないことでありますよう。

弘化四年版の「重訂本草綱目啓蒙」という本を見ますと、紅花は全国の中でも「奥羽仙台より出るを上品とす。出羽の山形これに次ぐ」とあります。が、産業経済史や文化史上、重要な役割を果していた二つの国の、顯一郎氏と令子さんが、御結婚の挨拶状を真赤な紅で封じたということは、誠に意義の深いことであり、心から嬉しく思います。

第二話 武田家所蔵の紅花屏風

村山地方に、「紅花屏風」と称される屏風が二双あります。その一双は、寒河江市高屋にお住いの武田健氏が秘蔵されるもので、もう一双は山形市三日町の長谷川吉三郎氏が保存されるものであります。最近紅花の研究が盛んになり、最上紅花を文化財として保護しよう、科学的研究を加えてその復興を計ろうとする運動が起きていますが、こういう気運から、この二双の屏風もまた新しい光をうけ、大変向題にされ、珍重すべき文化資料となつて参りました。

さて、武田氏所蔵の屏風は、六田の画家であつた青山永耕というものが、文久年間に描いたもので、以前は本郷葛沢の旧家阿部伝五郎家にあつたものを、寒河江市洲先の菅井半五郎氏の世話で、武田氏の所に所蔵されるようになったものだと、言われています。阿部家は近世後期頃から、月布川流域における豪商として名があり、特に漆や青苧の取扱が多く、上方との取引関係が深かつたのですが、紅花には直接関係したことは、余り少なかつたようです。従つて、若し阿部氏が永耕に頼んで描かせたものとするれば、当時京都の紅花回屋伊勢屋の店頭を飾つて、非常な評判になつていた紅花屏風（註）今は長谷川家にあるもの）を見て刺激され、新たに郷土最上の紅花風物を、紅花の有名産地の一つである六田の画家に描かせたものであるかと想像されます。

永耕は狩野應信と名乗り、尾花沢の画家狩野永朔を師として狩野派の画風を学び、当時

はこの地方における同派の逸材となつた人であります。画風としてはもともと写生風ではないのですから、最上紅花の風俗を正しく描くためには、相当苦勞したらしく、川崎浩良先生もこの画面から受ける感じを、そのように言つておられます。しかし、こゝでは絵そのものを鑑賞の対象とするのではなくして、その内容を見ようとするのでありますから、取り上げないことに致します。

この地方の石老の言に「紅花は川霧のかゝる所に、煙草は山霧のかゝる所に。しとことありますが、これは全くその通りであつて、早朝に立つ川霧の多いといふことは、紅花の茎や葉にある棘を軟かくして、摘み採る時に、手指を痛めることを少くするだけになしに、霧がかゝつたり、雨がかゝつたりすることは、紅の色素を花瓣に多く上げる作用もあつて、随分大切なことであり、普通紅花は朝日の上らない早朝に摘花するものだと云われる原因も全くこの点にあつたのです。従つて、紅花栽培の適地といふものは、宮崎安貞の著し「農業全書」にも精しくあるように、「土性極めてよく光色ありてうるわしき土地であり、「黄赤黒の土の最も肥良なる」畑地であり、さらに加えるに、朝霧の多くかゝる盆地内の大川縁りが理想的であるといふことになりす。

永耕の生れた六田は、白水川に焔んだ豊沃の土地であり、その辺から長瀬、蟹沢、野田にかけての一带は、最上川の影響をうけることも多く、紅花産出の一大中心地であつただけに、幼少の頃から直接見聞したり、或は自ら経験したことも多かつたことでしょう。そして画家となつた位の人でありましたから、性格的にも審美眼が深く、六月の畑一面に咲き競つてゐる花の優雅に、或は朝霧の中から聞えて来る乙女たちの花摘唄の情緒に、之

ては干花製造工程から売買までの、素材であつて、レかも景気のよい農村の生活状景に、彼の絵心は充分に醸し出されていた画材であつたに違いありません。

このような環境のもとに出来上つた「最上紅花屏風」であります。全体の構図から見ますと、前半双には、農家の春祭りから描き起し、続いて播種の様子、そして中心部の遠景には、一面に咲き揃つた花畑と花摘みの景を写し、さらに進んでは生花の売買から、花寝せ、花乾場の景況を精描してあります。後半双になりますと、先づ荷主の店頭における荷作り作業や、荷送りの様子、それから紅花船の渡海入津の有様に移り、最後は京都における紅花向屋の取引状景を写して終つて居るのです。そして、その局部局部を仔細に観察しますと、当時の模様を奥によく窺ひ知ることが出来ますので、次にその局部毎にお話を進めましょう。

第一景は、作物の豊作を祈る農家の庭先であります。余程の大作人と見えて、家の構えや、部屋の様子等も中々立派に出来ております。半纏を着た男と、片肌を脱いだ男が、威勢のよい恰好で、お祝の餅を搗いておりますが、その掛声や臼の音が聞えるようです。座敷に坐つてそれを見ている恵比須顔の主人、美しく着飾つた姿で、餅搗恰好をさもおかレげに眺めている娘たち、道路の真中で、春風に凧を上げる元気な子供等、臼のまわりに遊ぶ雞から、軒先に出された牛に至るまで、一家揃つての春祭り、長閑で豊かな農家の行事と、その中に流れている気分というものを、奥によく描写しております。この餅を食べて祭りが終わると、やがて農家には猫の手も借りたいと言われる程の、忙しい日がやって来るのです。

第二景は大川に架けられた橋を挟んで、手前は播種の状況であり、向う側は花摘みの状況を描いてあります。山形附近では彼岸頃（例年三月廿二、三日頃）、寒河江、谷地、六田方面では清明頃（例年四月四、五日頃）に、先づ畑の準備を終り、前者では清明前後に、後者では土用穀雨頃（普通四月廿日頃）に播種をするのでありますが、画面では既に櫻も満開、大川のほとりの畑に立ち佇んでいる農夫の姿も一所懸命に見えます。整地之れ乍所に種子を播いている女の姿もよく出来ております。若い娘が小昼を持って来て、その労をねぎらっているようですが、最上地方の古くからの農耕風俗を、おちなくまとめておるようです。

大川を隔てた遙か前方に聳えている形のいい山は、最上山形を象徴する千歳山でありましょう。それを背景として広がった畑は、既に旧暦の六月に入つたと見え、川霧でお、われており、その合向合向に黙綴する花摘乙女の笠が、いかにも早朝のさわやかさを想わせます。山形地方の唄花は「半夏一つ咲き」と言われ、新暦にすれば七月の二、三日頃から、ぼつぼつ咲き初め、谷地や長瀬方面のものは「土用一つ咲き」で、七月二十日頃になつて咲き初めるのですが、それから一、二週間のうちに、咲き揃つてしましますので、農家にとつては特に匆忙を極めます。朝日が出てから摘んだものは、品質がおちますので、暗いうちからこの作業をしなければなりません。爽やかな朝の空気をふるわせて聞える花摘み唄の風雅さ、朝日を体一ぱいに受けて帰って来る乙女たちの生々しさ、如何にも平和で豊かな最上の里の情景が迫つて来ます。

いま橋を向うに渡るうとして、いる旅人が一人見えます。編笠に振分荷物、道中差を無難

作に差しておりますが、その紛装（マシ）から見て、京都の紅花向屋から、買付けに不つた手先の者でありませう。享保の末頃、京都に官許の紅花向屋が組織され、その売買に統制が加えられるようになるまでは、自由売買でありましたために、各向屋や紅粉屋では競って産地に手先を遣わしていました、またこの向屋制度は、その後色々な横暴な所業があり、幾度も廃止になつたり、組織に変更が生じたりしましたので、そういう時に主手代が下つて来ました。これらの手先の中には、何等かの都合で地方に永住したり、或は商売をはじめた者などもおりました。尚、この頃につきましても、私の別荘「最上紅花取引形体」に関する生産者並向屋の論争しというのを、一読下さるよう御願します。

第三景は花乾場の状景となります。花踏み、花寝せという作業から、花餅になるまでの仕事の順序や、その作業の方法、その用具立てに至るまで、奥に克明によく描写しております。こういうことは、自分自身経験してみるか、或は長い期間に亘つて、細かく観察したことのある者でなければ、中々こころは描かれないものでありませう。農家の広いお庭一面に乾し広げられた花餅の美しさを、そこに立ちゆく老若男女の田舎らしい風俗、さては商売を競う目早たちの活動状況等が、生き生きとして面白く出ています。山形市の旅館後藤屋の隠居が、明和八年に書いた「山形風流松木枕」の一節に、

扱東側に見えたる寺は覚生寺と申て阿弥陀堂也。尊称寺と申寺の下屋敷也。此二階座敷は尊称寺御院家様の御慰の涼所、此座敷より此紅花干場にて、六月時分は賤男賤女紅花に取掛る有様、亦々御慰なり。

という所がありますが、尊称寺の主僧が、下屋敷の二階座敷で一時の俗人となつて、涼を

入れながら、万日河原（註―この頃、馬見ヶ崎川は三島通りから県庁あたりを流れ、この辺りを万日河原と呼んだ）― 一帯に広げられた花乾場の風景を、如何にも興趣深く見られ、慰安の一つとなされたのも、こういう特異な風景があつたからでしょう。

大半切盤に入れた紅花を、襪一つの素裸になつて踏んでいる、血気な若者の姿も目につくし、数人の女が花餅をまるめながら、何やら賑やかに語っているし、何十枚と敷いた花筵に餅を並べる者、乾いたものを返す者、総てが忙しく動いている凶柄です。ピンと上つた天稗に驚いている目早の仰々しい姿には笑わせられますし、算盤を側において、今年の豊作に悦に入っている主人の、どっかどっかと構えた様子も、さぞかしと思われます。女子供に至るまで、何十人という人々が、各々その持場に働いているし、道行く人や子守りの衆まで手伝つたという程の人出を見込んで、商売に抜け目のない飴屋が、日除け傘をさした店を張っている所の描写は、画の目的からすれば、一つの點景に過ぎないのですが、如何にも自然で興があり、この場の空気を一層引き立たせております。

次には後半双に入つて、先づ第四景について説明しましょう。こゝは最上のある荷向屋の状況を写しております。先づ前図にありましたように、農家を走りまわつて、目早―この地方ではサンベとも言います―が干花を集めて来ます。しかし、干花だけには限りません。生花のまま、買い集めて来て、荷主の所で干花にする場合も多かつたのです。荷向屋となり、荷主となるには、相当の資本が必要でありましたので、そう数は多くありませんでしたけれども、主要な産地には勢力のある荷主が大部おりました。豊河江方面では中村七兵衛（註―現千原家）、安達屋又三郎、皿沼の丹野三九郎等、河北方面では、和泉屋慎

藤左工門、柴田弥右エ門、堀米四郎兵工、逸見庄左エ門、宇野仁左エ門、本木林兵工、鹿野武石工門等、その外にも小さい荷主がおつたようです。勿論それらの人々が全部直接仕事に当つた訳ではなく、中には資金だけ出して、別に支配人を置いて實際の取引をやらせていた者もありました。囃中に見える向屋は、余程手広にやつてゐる者と見え、門構の大家であり、広々とした立派な庭園等も見えます。

旦那自らが玄関先に出張つて采配を振れば、若者たちは荷造りをする。番頭手代衆は筆太に商標や屋号を書き入れる、奥の間に仕事をしている奥様も手がつかぬと言つた様子です。

荷造りをするには、干花を紙袋に詰めて五百匁袋とし、十六袋で八貫匁作りの一捆とし、さらに四捆宛を花楚で包装したものを一駄と称するのですが、玄関側きで、二人の男が轆轤ろくろにかけて荷を締めてゐる所も見えます。商標は産地や荷主によつて、或は紅の性を表わし、或は紅に相応あうましく美しい名をつけますが、私の知つてゐるものだけでも五十種類位あります。丸紅、本紅、大紅、吉紅、紅梅等というのは前者に属し、国の司、天の司、最上一、兩錦、音姫等は後者の例でしょう。また水口、血沼等と産地をそのままに商標とした簡単な例もあります。

門前には既に運送用の馬も貳疋待つております。包装の出来とつたものから、順次この馬の背につけられて、陸路大石田の河岸まで駄送之れます。七八十才の老人は、物を運ぶ量を数える時に、今でも一たんニたんと言いますが、一たんと言うのは、つまり一駄のなまつたものです。一駄というのは、一疋の馬の背で運ぶ重量を基準にしたもので、物によ

つて違います。紅花の場合は三俵四十五貫匁、塩は二俵五十貫匁、砂糖等は三樽六十九貫匁が一駄になっております。

次に紅花の送路について一寸觸れておきたいと思いますが、紅花そのものが大変貴重品でありましたために、輸送の途中破船等という危険の伴い易い川下げの方法を出来るだけ避けたこと、それにまた、羽州街道の宿場経済の問題、最上川の水量の問題、船町との感情問題等がからみ合つて、百来羽州街道を大石田まで陸送の方法がとられております。勿論規定の街道以外は脇街道と称し、荷送りは嚴禁されております。谷地から大石田に出るには、富並の山を越して横山に出るのが最短巨離でありますので、運賃を軽減するためには、この脇道を通つた方がよるしいので、密かにこゝを運送して問題を起したという例が屢々あります。最上川による川下げの方法が禁止されていたために、船町の荷向屋たちはあらゆる手を使って、その解除を願つております。そのため、嘉永頃になつて、漸く百五十駄分の紅花に限り、その川下げが許可になりました。但しこの場合、紅花専門の積荷にしないこと、つまり当時の言葉にすれば「丸積み」にしないこと、羽州街道の宿方に対して、一駄につき三百文宛の代償金を出すことの二条件が附けられました。

大石田河岸に陸送された紅花は、こゝから最上川を下して酒田に出し、さらに海船に積み替えて敦賀まで運漕し、敦賀の荷向屋の手を経て、琵琶湖の北岸塩津か、時によつては海津に駄送、湖上を舟で運んで大津に着け、そして京都の同屋に送られるという順序で、並大抵の苦勞ではなかつたのです。

また別の方法としましては、陸路江戸まで出て、こゝからさらに東海道を陸送するか、

或は江戸から海路をとり、大阪の港につける場合もありましたが、この方法は運賃も嵩み
労力も多かつたし、江戸の回屋との関係も面倒であつたために、余り用いられなかつた
ようです。

第五景はいよいよ港入りの美しい静かな図です。恐らくは敦賀の港を想像したものでし
よう。何十という白帆が、すつかり凧いた海の沖の方から、続々と入港して参ります。白
帆の上部には、何れも帆印の屋号がくつきりと書かれており、一目で何処の船か判ります。
沖には標識が、海岸にはまた燈台が立っており、船着場附近には大きな荷倉が幾つも立ち
並んでおるのが見えます。前景までの治動的なものに比べて、非常におだやかな、それで
いて豊かな気分をそゝる場面でもあります。

この帆印と、第四景の中に見える屋号とを拾い、さらに最上紅花商人の屋号とを符号之
せてみますと、次のようになります。

- 1 ①長 長谷川吉郎次
- 2 ②二 吉野屋吉兵工
- 3 ③全 笹川 長六
- 4 ④全 三浦屋権四郎
- 5 ⑤谷 長谷川吉内
- 6 ⑥余 村井 清七
- 7 ⑦十 佐藤利石工門
- 8 ⑧全 佐藤 利兵工

- | | | |
|----|---|--------|
| 9 | 本 | 鈴木彦兵工 |
| 10 | 金 | 高橋伊兵工 |
| 11 | 刃 | 西谷金兵工 |
| 12 | 升 | 福島治助 |
| 13 | 規 | 伊藤茂石工 |
| 14 | 舎 | 柴崎善兵工 |
| 15 | 丕 | 市村小二郎 |
| 16 | 丕 | 岩瀬屋太惣治 |
| 17 | ⊕ | 木綿屋嘉兵工 |
| 18 | 卣 | 不明 |
| 19 | 金 | 不明 |
| 20 | 三 | 不明 |

以上二十軒の屋号がありますが、そのうち十七軒が山形の紅花商人であります。他の三軒は私の調査が不十分なために判明しないことは、甚だ残念に思います。山形市内か、或は近郷の紅花商でしようから、是非御教示を御願いたします。

さて画面は愈々最後の第六景に発展します。街を往来する人々の、如何にもおっとりとした上品な姿や、如何にも都びた風俗等から察して、確かに京都の紅花向屋であります。店先の紺の暖簾の中央に、大きく⊕と染め抜き、左端には紅花屋とあり、右端は霞にかくれて僅かに屋という一字だけが見えております。京都の紅花向屋の中で、こちらとの取

引関係が深く、そして(大)を名乗つたのは美濃屋と言われ、向屋でありますから、この図に描かれたのは、その美濃屋に違ひありません。

その美濃屋の店頭には、先着の最上紅花荷が数十駄一山となつて、幾つかの箇所に残れてあるむけでなれに、車や人の肩で運ばれて来るのも数知れないという景況です。そこには荷宰領らしい人もおつて、運送人に色々指図をしております。玄関入口の座敷では、手代共がその請取りに忙しく、二階座敷では、美濃屋の主人と思われる人と、先着の荷宰領たちが寄り集つて、取引値段の掛引でも行つてゐる様子、この時に決まる値段こそは、その年の農民たちの経済生活を左右するもので、手打ちの値段を京都から知らして来るのを、今やおそれと待つてゐるのであります。

紅花の値段はその年々の相場によつて、大変な開きがありました。谷地方面の資料によつてみれば、天明から約百年間の統計で、一駄については、最高は慶応二年の九十七両二朱、最低は文政七年の二十四両であつて、その平均は四十七両余となつております。この平均値段で、最上の紅花産出量を年額一千駄としますと、四万七千両という大金が、年々農民たちの懐に入ることゝなつた訳で、当時の幼稚な地方経済からすれば、大に影響をもたらしたことでしよう。それでは最上農民の生活は、非常に裕福であつたかと言いますと、決してそうではありませんでした。先づ農民の言うことを聞いてみましよう。

「紅花、青苧の儀は、土地相應の作付と申し、殊に六月に至り候ては、夫食一切御座無く、困窮の百姓は至極難儀の時節、紅花出来売買仕り候て、盆前後迄は漸く渡世仕候」と言ひ、「羽州の儀は雪国に付、畑方一作にて困窮仕り候得共、紅花ばかりにて漸々取り続き

罷り仕り、別して紅花の儀は鹿地にて生い立ち宜しからず候向、随分土地宜しく、御高免の畑地え仕付け、紅花一色の助成を以て、是迄御年貢滞り無く御上納仕り来り、百姓渡世相送り申候じと言うが、全くその通りでありました。

以上で武田氏所蔵の「最上紅花屏風」のお話を終りますが、筆者永耕は六田の生れであり、絵の修業もこちらで積んだ者であるから、敦賀は勿論のこと、京都の方も実は余り不案内であつたのではないでしようか。そのためか、前半双から後半双の最初にかけての描写は、非常に写実的で、人物も生き生きと動いておりますが、第五景第六景になると、大切な部分を霞にぼかしてしまつたり、全体が想像的に描かれているような感じが致します。しかしこの屏風は、当時の最上紅花に関する経済文化史上、誠に貴重な資料の一つでありますから、大切に保存すると共に、今後一層の精密な研究を要するものでありませう。

もう一双の紅花屏風は、前記のように山形の長谷川吉三郎氏の所蔵されるものであります。武田氏所蔵のものと比較して見ましよう。この屏風の出来たいきさつに就いては次のように伝えられております。当時京都の紅花向屋の一人に、最上地方との関係も特に深かつた伊勢屋理右エ門というものが居りましたが、紅花生産の状況を精描した屏風を作らうと考え、京都の画家横山垂山に依頼しました。伊勢屋としては、品質の最も優れた紅花を生産する最上地方のそれを欲しかつたのでしうけれども、余りに遠路のためか、こちらには来ませんで、前半双には武州地方の干花製造のところを中心として描き、後半双には奥羽大河原金ヶ瀬附近の、干花から荷造りまでを中心として写したものと言われております。その落款によりますと、前半双は文政六癸未の秋に、後半双は文政八乙酉の秋にな

つたことがわかりませんが、華山四十才頃、足掛け三ヶ年を費して描き上げたものなので、京都の人々は、あの美しい化粧用の紅に見ほれ、あの艶やかな友禪染に心を引かれても、その原料が出羽奥州から送られることにも、その生産に農民がどれだけ苦勞しているかも、生産過程がどうなっているかも、深く考えて見ることは無かつたに違ひありません。そこで伊勢屋では、京都最大の行争と言われる祇園祭の時、この屏風を店頭に飾って、道行く人々に公開することにしまし、これが評判になって、例年伊勢屋の前には人の山を築いたと言われます。

しかしながら、一般の人々には單に珍らしいと言うだけの事で、紅花生産の全体を正しく知ることは出来なかつたのです。というのは、半双毎に地域が異つておりますので、その技術もまた相当に違つております。また描かれてある内容が、干花を作る工程の部分だけに限られておりますので、紅花生産の一貫したものを知ることが出来ないので、それでも京都の人々は別に不思議とも思わず、どこでもこういうものだろうと珍らしく見ていたことに違ひありません。

この屏風が山形に來た理由や年代については、余り明かではないのですが、伝える所によりますと、この屏風が出来てから回もなく、伊勢屋は閉店し、家財等も売払わねばならない運命になりました。その時、伊勢屋と取引上の深い交りを持つていた山形十日町の佐藤利兵衛氏が、この屏風を譲り受けて山形に持ち帰り、それがまた長谷川氏に入つたものだと言われます。

「最上紅花屏風」とこの屏風が、何れが先に描かれたかという事は、中々むづかしい

向題でありますが、こちらの屏風について川崎浩良先生は、「華山の描いた屏風の図柄が、最上の風光に即していないうらみがあるから、最上紅花の眞相を描くべく注文して作ったものと思われるが、その製作年代も多少華山作屏風が山形に移された後、即ち文久頃であるうと思われる」と考えておられる様です。

この二種類の屏風は、よく比較してみると、地方によって大変に異つた手法や風俗が窺われ、全国の紅花史研究の上から尊い資料となります。それで、特に前者と違つた奥を拾つて、一應の説明を致しておきませう。

武州の風景を写したと言われる前半双で、直ちに氣のつくことは、花餅の大きさであります。大人の頭ほどもあるうと思われる花餅を、一枚の戸板に十箇を並べ、大の男が二人で運んでいるのや、三、四箇を並べたものを、一人で重そうな恰好で持ち運んでいます。こちらの花餅の大きさや形とは、大部違つております。「三才図絵」や「紅花俗伝」等という本によりますと、

最上の紅餅は、大きさ錢の如く、西国の紅餅は、円径三四寸許り

とありまして、地方によりその形も様々あつたようです。「本草綱目啓蒙」という本では、この奥をモツと詳しく説明し、

ゼニバナト云ウハ、扁ヒラグツネテ、錢ノ形ニナシタルヲ云ウ。集解ニ、捏ヒネテ薄キ餅ト成スト云ウハ是ナリ。是ハ夏ク染屋ニ用ユ。奥州仙台ヨリ出ルヲ上品トス。出羽ノ山形コレニ次ク。同州谷地、奥州三春之ニ次ク。奥州ノ物ハソノ形小ニシテ薄シ。コレハ辨ヲトリテ少シツ集メ、席シノ上ニナラベ、ソノ上ニ席ヲ蓋ヒ、オモシヲカケ、錢

形二苜ルモノナリト云ウ。

肥後ヨリ出ルハ、大キサ二寸許リ、厚サ五分許リ、円形ニシテ硬シ。コレハ竹筒中ニ入レ舂キカタメ、出シテ切りタルモノナリト云ウ。

又肥後ヨリ出ルハ、薄クシテ大キサ三寸バカリ、是ハ奥州ヨリ出ルモノト、其製同ジト云ウ。

と書いております。また、村山郡長崎村の百姓代弥石工門が御役所に提出（註一）刃十一月とあり、文政以前のものゝ紅花作法には、

摘みとり候花を桶に入れ、水を少々入れ、踏み付候。もつとモ此ふみ方にモ加減これ有り、それより水を余計に入れ、黄氣を能くあらひ出レ、灰に入れ取上げ水を切る。それより大へき又は莖に揚げ置き、一二夜も寝せ置き、夫より一寸位にまるめ、是を莖にならべ、其上に莖をかぶせ、上より踏み付け、平くなるとそのまゝ、ほし立て申候。花の丸め方は国々により違ひ御座候。最上は本文の通り。米沢は手のうちにまるめ、直ちに莖へラフレ申候。会津は三角に蕎麦形といたし候。

と見えます。へに一覽しというものには、羽州本庄の近傍、石ノ脇附近には、摺花と言つて、花辨を雷盆に入れて搥り固める方法もあるようですが、最上地方ではこの方法のあることを聞きません。

函中に見える頭大の花餅は、少々誇大に過ぎる感がありますが、画としての効果技術から止むを得ないでしょう。こういう形のものは、袋詰めにはしないで、一箇づつ計量して売り渡されたものと見え、店頭にその状景を写しております。用具立て等は、こちらより

余程大ざっぱに出来ています。

特に描写が印象的で面白く出来ているのは、荷向屋の前の路上で行われている乱闘の場面でしょう。京都から下った手代共か、或は地方の目早共と思われる数人の者が、入り乱れての格闘を演じておりますが、一人は投げられ、一人は鬚をとられて振りまわされていくかと思えば、そば杖を食った盲人が、笠を飛ばして倒れかゝっている図体等、売買に氣負い立つ花場の光景が、如実に描かれております。この図を見て思い出すのは、山形市七日町に立つ花市の雑踏を、軽妙な筆で述べている例の「山形風流松木枕」の次の一節です。

この抗より七日町という。軒数九十七軒。此町紅花時分の最中は市場を立て、京都より紅花仲買の旅人下りて売買仕る。他国の衆は知らぬ、其時分は男も女も狂人の如く姿を崩し、いつ櫛の齒入れたる俣やら、赤裸になり、何か一ヶ月の儲か、一年中の暮レとなりぬこと故、前後を争い、親兄弟の見境もあらばこそ、我劣らじと買うことなり。昼夜の境なく賑い申すなり。

屏風中の乱闘の状況と、この文章とを対比してみますと、まことにもって「他国の衆は知らぬし花市場の賑い方でありました。何しろ一ヶ月の暮レを、この一ヶ月で占めようとする目早、サンベ、仲買人等にとつては、まさに命がけのことであつたに違ひありません。画面に描かれた喧嘩位のことには、或る日の風景や、作者の思いつきの點景ではなくして、むしろ日常茶飯事であつたこと、思われます。明和元年の奥河江石川村の書上帳に、「六月九日より同十五日まで紅花市、新町に市立申候じとありますが、明和以前から奥河江の新町にも花市が設けられていました。この市もやはり花の盛りになりますと、この図や文

章のように賑やかだつたことでしょう。

後半又は、前にも言いましたように、文政八年の秋に出来たもので、仙台大河原附近の状況を写したものです。この地方のものは、干潟の風景も、向屋前における取引状態も、最上地方と殆ど変りありませんので、画面の説明は省略いたします。左へ一言附記しておきたいことは、大河原辺で生産された紅花は、わざわざ羽州に廻し、大石田から積み出されたものが多かつたということです。それは、新山駅の荷向屋武田家の記録してある天明三年の「往来御役荷物並入用留控帳」に、幾つかの例証を載せているので判明します。一寸考えると常識でないような輸送径路を、どうしてとつたのでありましょうか。その原因の一つに運賃の問題があります。大河原から陸路駄送にして、江戸を径て京都までの運賃は、一駄につき金四両もかゝつたのに対し、大石田、酒田、敦賀を通り、大津に至るまでの運賃は、僅かに両面と入拾文に銀十匁レかかゝらないという低廉さでありまして、これに大津から京都までの分を加えてみると、江戸廻り陸送の場合に比較にならない程安かつたのです。これは全く妙な話ですけれども、当時の交通事情や経済事情というものは、今の常識で遮断することは、危険なことなのです。また江戸には株式会社仲間という向屋組織が出来ており、紅花商品等も、この仲間の手を徑ないで直送するものを「打越荷物」と称して、嚴重に取締るといふように、封建的な中央特権を振りまわし、急ぎの荷物等は兎角円滑に行きませんでしたから、少々日数はかゝつても、運賃も安く、気象に送れる山形廻りの日本海輸送法をとることが多かつたのでしょう。

このような関係から、最上地方と大河原地方は密接な関係があり、紅花生産の状況等も

、自然と変りがないものになっていたのでしよう。

最上紅花の栽培というところが、幸いにして将来復興することがありましても、それから紅を抽出する方法等は、必ず新しい科学と技術とに変わってしようから、古来行われて来ましたような、素朴で古風で、レかモ大げさな製造過程の実現というものは、恐らくこれらの屏風で、モなければ、知ることが出来なくなる争でしょう。

第三話 「山形紅花まつり」に寄せる

昭和三十年七月十五日に、山形紅花振興会が主催となり、山形市中央公民館において、第三回の「山形紅花まつり」が行われました。その第一回は昭和二十六年七月に山形市で第二回は同二十九年七月十八日に、現在僅かに産地として残っている出羽村の、中学校講堂で行ったのでした。この「山形紅花まつり」の趣旨につきましても、振興会長の鈴木清助氏が次のように述べられております。

「山形紅花まつり」について

山形の特産紅花は、昔から染料、薬用、化粧品、食用、または観賞用として重用され、わが山形地方、特に山形市発展の一因となつたばかりでなく、今日もなお伊勢皇太神宮年料、並に宮中御料として、御用命を受けておりますが、戦時中衰微の状況にありました所、戦後、逐年世人の関心を深め、その栽培量も増加し、一昨年には、NHKが公募し、戸全国郷土の花には、本県の「郷土の花」として送定され、その声価が全国に喧伝されるに至りました。

本会は、紅花のかゝる史的的重要性に深く思いをいたし、その栽培と利用を奨励して、これを新時代の特産品として復興し、併せて、今や全国的芸能として定評ある紅花摘唄、紅花染唄、および紅花踊りを、山形独特の民謡、踊りとして弘報し、以て紅花の新生命を発揚し、本県の産業と観光の振興に寄与しようとするものであります。

今回、第三回山形紅花まつりを開催いたしました所以も、またこゝにあります。何卒皆様には本会の意のあるところを御賢察下さいまして、紅花の振興に何分の御協力を切に御願ひ致します。

昭和三十年七月十五日

山形紅花振興会

会長 鈴木清助

このような会長の要望でありますので、私モ何か一つ御協力申上げなければ、何だか義理がわるいような気が起きましたので、最上紅花に関する雑文を一つ草します。

一体、紅花というような、草木染に用いる原料は、我が国にも上代から色々研究もされ、その種類も多く産しましたが、近世になつて特に有名になつたものに、阿波の藍、丹波刈安、遠江の茜、武蔵の紫根、それに肩を並べて最上の紅花があつたのです。紅花そのものは、全国的な産物でありましたが、その産出量において、特にその品質の優れた處においては、どこの地方のものも、最上紅花には遙かに及ばなかつたのです。

天文三年（一七三八）の、平清水清氏所蔵文書によれば、「当所紅花の儀、百来隨一の出来に御座候て、御召類染め来り、直段宜敷く御座候」とあります。争興、文政五年（一八二二）には、東根町後沢の太田幾右工門は、伏見宮家の姫宮が使用される調度品の染色原料として、紅の調度方を申渡されておるのであります。芭蕉翁が元録の昔尾花沢で行く末は誰が肌ふれん紅の花」という句を作りましたが、東北の辺地後沢の紅は、遂に宮中奥深いお姫様の肌に觸れた仕合せ者となつたのでした。

また、幕府関係で必要な紅花の調達は、御用商人として指定されていた京都の紅屋久左エ門という者に、一切をまかせられておりました。そのために、京都に集荷される全国の紅花の中から、幕府用として、最優秀品三十駄だけを、優先的に買取る特権を持っておりました。レかるに、享保寛保頃（一七三〇年代）から、京都の紅花回屋の間に、暴利をむさぼる悪らつな手段を講ずる者が生じ、最上地方の生産人や商人に、少なからぬ損害をかけるようになりましたので、谷地や巽河江の商人が中心となり、京都の紅花回屋との間に一大紛争を起し、遂にはその取引を停止し、新に大阪の商人に売渡すことにした。ゆゑ、久左エ門は、京都だけで、幕府に納入する品質のよい紅花三十駄を送ることが不可能に陥り、御用商人としての大切な責任を果たすということも出来なくなりました。そこで久左エ門は、天明五年（一七八五）に、改めて大阪に三軒の紅花回屋を設置して、それを新に公認して貰うことを其筋に上申しております。こういう争いは何れも最上紅花の品質の優れていたことを物語るものであります。

最上地方の年産額は、普通千駄位を上下していた様であります。明治八年発行の「世益新聞」に、山形県内に毎年他地方から入って来る金は、平均して凡そ三十拾万両であるがその内訳は、紅花の収入として約拾万両、他の商法による収益として約拾万両、湯殿山参詣の道着の使用して行く金が約拾万両と報じております。当時の山形県というのは、大体今の村山地方でありますから、いわゆる最上紅花の収入が拾万両程あつた訳で、この収入は当時の米価から割り出して計算しますと、米で約十三万四千俵分に当ります。

この大量の紅花は、農家や仲買人の所で、花餅という粗製原料に造られるだけで、その

精製は総て京都の紅粉屋でなされたものでありますが、当時は既に分業的な経済機構になつていたとは言え、原料生産地で何故モウ少レ製品化が出来なかつたのかと、地方産業経済上残念に思われます。モツとも、当時の心ある人々の中には、この奥に気づいていた者もあつたらしく、例えば山形藩主水野家の文書等を見ますと、上万の商人と山形の商人とがよく相談の上、上方から数万反の白木綿を山形に相廻し、これを立派な花染に仕上げ、また上方に送つてその需要を満したならば、国の利益も莫大なものになるうと進言した者もありましたが、但レこれは不成功に終りました。大量の荷物を上せたり下したり、その運賃が予想以上に嵩むばかりでなレに、産業的には後進的であつたこの地方のことでありますから、積極性というか投機性というかに乏しく、また技術的にも経済的にも、算が立たなかつたものでありませう。また、花餅から本紅を作るその技術自体が、非常にむづかしく、手数がかゝるばかりでなく、染色と水質との特別な関係もあり、色の抽出に必要な「烏梅」というものが余り産出しないレ、企業化するための経済力も気迫も、素朴な最上農民の中には無かつたのでせう。しかも、封建時代の農民、特に産業文化の後れてゐる地方の農民は、長い間そのように消極的に訓練されて来たのでした。

花染というものは、藍染等の一般庶民性のあるものと異り、非常に高貴的であり、近世初頭から、地方農民の衣料としてこれを使用することは、固く禁止されていたものです。中世末期に出た「おあん物語」には「さて衣服もなく、我が十三の時、手作りの花染めの帷子一つあるより外はなし」とあります。この貧乏な暮らしていたおあんが着ていたという手作りの花染の帷子は、本紅染のものではなく、黄気染のものであつたらうと思

います。長崎の百姓代弥右工門が書とげたもの、中に、「羽州にて紅木綿これ有り、是は前書にこれ有り候紅花の、黄氣を毛み取り候跡の水、黄水に相成申候この水の中にて、木綿を一日も手の休みこれ無き様に振り付け居り候へば、右の黄水木綿にしみ込み、自然と至ってよき紅染に相成り申候」とありますが、廃物利用の花染木綿の着用は構いませんでした。

そういう訣で、染料としての本紅は、その使用度需要量の多い京都、特に高貴な織物を織る西陣において用いられ、あの鮮麗な色合を特徴とする京染の染料となつたのです。

西陣機業は地方機業と違い、元來は將軍家や宮廷関係の人々、それに上級武士の奢侈的必需品、即ち「御用品」としての織物を対象とするものであり、その残余が仲買の手を通じて、富有な町人たちの需要に充てられたものであつて、飽くまでも都市的手工業として発達したものであります。享保頃の調べによりますと、当時既に七十余の機数を持ち、その染色法も驚く程発達を遂げており、またそれに伴う京染の技術も、寛永頃に出た「御所染」というものから、元禄頃に出た「友禪染」に至るまで、その向色々の新しい染色法が、着しい進歩を見せていたのですから、山形で花染を企てて見た所で、そういう歴史的な勢力には、及びもつかぬ事であつたに違いありません。

美しい花染を作るために、水質というものの影響をも充分に考える必要があつた様です。京都にとって最も不幸な出来事であつた應仁の乱に際し、一時は流離四散してしまつた西陣の織工たちが、其後京都の近くの白雲村という所に集り、その復興を計つたのですが、その地方の水質が、どうも練糸に適さなかつたので、白雲村を捨て、再び西陣の地

に帰り、今の隆盛の墓を作つたと伝えていますが、この白雲村の水質は、恐らく染色にも不適なものであつたらうと思われまゝ。昔から「京紅江戸紫」という言葉がありますが、花染には京都を流れている水が、特によい影響を与へたものでしょう。西陣の近くを流れる紙屋川は、その源を丹波の石成層の山中に発するのでありますが、この川の沿岸には、昔から製紙業、織物業、染色業等、水を必要とする産業が発達して来ました。「京都土産」という元治元年版（一八六四）の本に、「地染は水にもよるが……、烏丸通りと長春町小紅屋和泉掾、室町丸太町上中村屋善兵衛等、別けて宜敷き趣なり」とありますが、特に小紅屋の井戸は名水で、どんな旱天の時も絶えなかつたと言います。このことに就いては、享和頃（一八〇一）に出た橋本経亮の隨筆「橋窓自語」の中に、「烏丸上長者町北西角小紅屋という家の井戸は名水にて、むかしひでりの比ひよ、この水を公家にめざれしことあり。その時速水といふ称号を給わり、世々つたへ称し云々」と紹介されております。

本紅の製造に際し、紅色を本当に美しく発色させるためには、酸液を不可欠のものとなりますが、これには長い経験から「烏梅」を使用することが最もよいとされています。烏梅というのは、未熟の梅の実を藁灰の燻の中に入れて乾燥させたもので、梅の実の原形は保つておりますが、その色は黒くなつておりますので、この名が生じたのでしょう。また烏梅の代りに、剝梅はくばいというものも使います。これはやはり未熟な梅の実の肉を剝いで、乾燥させたものです。これらを水に浸し、その溶けて出る酸液を用いるのですが、その酸度とか使用量とか、或は注ぐ時の遅速とかいうことが、鮮かに紅が発色するかどうかの別れ目になるのであります。昔からの秘伝と言われるものも、この辺にひそんでいるのでしょ

ラ。

この烏梅の原料としては、普通には大和の月ヶ瀬の梅が多く用いられたように言われておりますが、必ずしもそうではなく、正徳年間（一七一〇）に出版された「和漢三才図説」の説明には、「烏梅は備後三原に出るものを良しとす。山城の産これに次ぐじとあり、また文政三年（一八一〇）の「商人買物独案内」には、「備後三原烏梅向屋、瓦町一丁目角（註一大阪）、広屋五三郎」とあること等から察して、むしろ現在の広島県三原市附近から産出する烏梅が、品質の優れたものであつたようです。三原市の西野の梅林というのは、只今でも名所となっておりますが、これは当時の名残りの梅林と思われま

す。私たちは、京都の名物という点、その一つとして、必ず友禪染の大振袖に絵日傘をさしかけ、鴨川縁りを歩いてゐる京舞妓の姿を思い出します。そしてこの舞妓さんの唇には、笹色の小松紅を奇麗にさした、艶な姿であるに違ひありません。こういう美しい京都の風俗を育て上げてゐる所の、染色用、化粧用としての紅というものは、その原料を最上地方で生産し、鮮麗に発色するための烏梅を備後で作り、本紅の製造や染色という仕上げの仕事は京都が担当するといふ、各々が歴史的な経験と技術とを生かす、全国的な一連の作業によつて成り立っているといふことに注意しなければなりません。

只今では、東京に残る唯一の紅製造家であり、山形の方にも度々見られる羽田家に伝わる秘伝の中に、「紅の製造に先立つては、埃離沐浴して神鏡に向うべし」とか、或は「工場には、月事ある婦人は入るべからず」といふような項目を示しておりますが、それ程にこの技術といふものを神聖視してかゝらなければ、名人の満足する鮮紅は出なかつた

ものでしょう。先に言いましたように、烏梅一つの加減さえ、長い経験による勘でやっつたのですから、雑念が入っていても狂いが生ずるのも無理はありません。私が紅花に興味を持ち、その研究をするに当って、物心共に御也話になつております遊澤敬三先生が所蔵される、年代不明の「紅トリ法秘伝書」という書き本や、明暦四年（一六五八）に、江戸の版本屋六兵衛が版行した「萬圃書秘伝」の中に載せてある「くれないの使いようのこ」とし等を見ましても、文章等は奥に下手で、文脈もたゞとしく、如何にも幼稚極まるものです。それが、それだけにまた、科学というものを全く外に、経験一つで生きて来た技術者、いや素朴な名人の手記した秘伝書として、誠に尊いものであります。

紅花は明治十年頃を境として、支那産の紅や、アニリンのような科学染料に圧され、殆どその姿を消すのでありますが、御大礼とか式年祭とかいう、古法を守る皇室の諸行争の御用としては、この紅花からとつた本紅を用いましたので、山形の岩淵氏、出羽村の設楽清次郎氏、佐藤清蔵氏、櫻井忠兵衛氏、後藤文太郎氏、伊豆田清吉氏、半沢久治郎氏、渡辺哲弥氏、或は高嶺の岡崎氏等の献身的な努力によりまして、僅かに保存されて参りました。最近ではまた、志村の佐藤八兵衛氏等を中心とする「紅花栽培組合」の結成があり、その後盾としての「山形紅花振興会」等の努力によりまして、約一反五畝歩から三段歩位の栽培を見るようになった訳であります。時偶々、昨年（註一昭和廿九年）はNHKの計画による、郷土の花の選定に会し、紅花は山形県を代表する「郷土の花」として、全国に紹介されるに至りましたことは、皆様も既に御承知の通りであります。

由来、秘伝と言われるものは、尙事によらず、封建的な性格と、徒弟的な関係と、独修

的な経験とによって得られる所の、一つの期というものであり、それだけに科学性と発展性とを欠くものであります。最近、紅花が山形県の特異な文化財として、多くの人々から深い関心を寄せられ、その保存と振興のために、力が注がれている訳であります。特に出羽志村の方々による犠牲的な栽培を中心として、その本紅の製造のために、封建的な秘伝というものを、現代の科学の力で克服しようとして、はじめ氏や岩淵さんや市村先生たちが、その研究に没頭しておられます。また専向的には東京の資源科学研究所に和田水女史が当っておられます。これが成功の暁には、染料に化粧品に薬用に、或はまた食用として、最上紅花は新しい脚光を浴びて登場することでありませう。そして、「郷土の花」としての紅花が、單に過去の歴史を偲ぶ名花としておけでなしに、飽くまでも実質的な生産と結びつい乍時こそ、その真価を發揮することになるのでありませう。

紅花に關した民謡にしても踊りにしても、元來は生産という仕事の中から生れて来たものですから、そのものを最も正しく保存し、そして、鑑賞するためには、出来れば生産と結びつけて行きたいものです。そこにこそ確かな強さを持つ生命が生れて来るものと信じます。

第四話 紅花商人の献策した 最上紅花振興策

出羽最上産の紅花は、古来隨一の出来に御座候て、御召類染め来り、値段宜敷く御座候
 処、近年に至り出来宜敷しからず、値段仙台花に劣り申候て、其上駄数も年々減少仕りし
 甚だ歎かわしい次第であるという書状が、京都の紅花問屋仲向から、山形の荷主仲向方に
 到着したのは、元文三年（一七三八）の五月のことでありました。谷地の例をとつてみま
 しても、成る程こゝ数年間の作柄や收量というものは、凡そ次のようで、余り思われくは
 ありませんでした。

享保十一年	雨続よく上作、生産高百廿駄
全 十二年	普通
全 十三年	水上りのため不足、生産高七拾八駄
全 十四年	旱拓にて不足
全 十五年	長雨のため花腐り、生産高六拾駄
全 十六年	駄数不足
全 十七年	摘出大体よろし

享保十八年	雨花にて下値
全 十九年	普通
全 二十年	自由売買停止
天文元年	摘出少なし
全 二年	駄数不足
	生産高百廿駄

このような実情でありました、め、最上全体としても、その産出高総計五百駄前後という所で、京都の需要を満たすに不足を来たしたばかりでなく、品質の良いのを求めるに困難になりました。京都の回屋としては、本当におせじではなく「往昔の通り、仙台福島の出来に勝れ、宜く相捌け申候様」にしたいという念頭から、その対策を研究したようでした。その結論としましては、「未熟なる花を摘み逸り、無理摘みに仕り候故し、花辨に上る紅の色素が薄く、たとえ雨花であっても、絞つみるとやはり充分に鮮紅が出ない恨みがあり、翌年には農家ではこの未熟な種を蒔付けるため、自然草生も悪く、これに伴ってまた花の数も少く、花曲り病に罹つたり、虫害に侵かされたりし易い癖が生じ、生産駄数の減少を来たすのであらうと言ふ見方でありました。

享保の末年までは、京都には紅花商としての組合「稻荷講」というものがあつて、或る種の売買統制はとつておりました。地方生産地との取引が自由でありました、めに、紅花回屋にしても、紅花仲買回屋にしても、或はすあいと称するブローカーにしても、勝手に手代衆をこちらに遣わして、品質を充分に吟味の上、売買契約を結んでいたのでした。

所が、享保二十年に幕府の許可を得て、正式の紅花向屋という組織が出てからは、この自由売買が中止され、全く地方のサンベと称する仲買人や、或は仕入宿と称する荷主を仲介として行われるようになりましたので、その裏をかいだ百姓象は、自然粗悪品を売込むことになったのでしよう。しかし生産者側に立てば、向屋そのものも、最近は悪埒な計略によつて、暴利をむさぼり、甚だしい損害を与えている実例の幾つかを握られている矢先なので、止むを得ない仕返しだと言う口実を持っていたことでしよう。

しかし此の様な理由があるにせよ、国産紅花の品質を落し、その生産額を減少させるということは、産業振興の上から許せる筈のものではなく、京都の向屋から意見書が到来するとその月の中に、山形の紅花仕入宿衆が相談の上、「花の摘旬、古来の通り熟花相摘み、未熟の花堅く相摘まず、花のほうれ決して摘入れ申さざる様に、御慈悲を以て、御町在御百姓手前に仰せ付けさせられ下し置かれ、御威光を以て摘旬相直り、駄数多く出来宜しく罷り成り候様に」と代官役所に願上っているのであります。この願書に署名した人々は次の通りでした。

十日町紅花仕入宿願主

與次兵衛	弥五兵衛	嘉右工門	治兵衛	平右工門	留兵衛
久左工門	治郎兵衛	左治兵衛	與兵衛	茂左工門	半左工門
甚八	伝七	庄右工門	忠兵衛		

七日町紅花仕入宿願主

伝兵衛	勘七	勘藏	弥治右工門	十次郎	弥太郎	與三郎
-----	----	----	-------	-----	-----	-----

源兵衛

横町紅花仕入宿願主

清右工門 六左工門

八日町紅荷仕入宿願主

儀左工門 善太郎 作兵衛

旅籠町紅花仕入宿願主

清次郎 玄瑞 善左工門 忠次郎

以上五ヶ町内三十二名の外、各町内毎二名宛の検断の連署を得て提出しているのですが、山形市内五ヶ町だけで、これだけ多くの紅花仕入宿が、元文頃に既にあつたということ、山形紅花の盛況も窺われる譯であります。この願書には、山形紅花の復興策として、さらに次のような数箇條について申述べてあります。

第一摘花の時期と方法を正しくすること

昔は熟花ばかりを、朝露の乾かぬ朝の中、おそくも午前十時頃までに摘み終り、レかも畑の中に熟花が見えない場合には、一朝二朝は花を休めて摘むという風であつたから、摘花期間は普通二週間を要した。

レかるに現在は、未熟な花を無理摘みにするので、白根を引出したり、苞を引割いたりして摘入れ、紅の上り工合も考えず、昼過ぎか、遅いものは午後の二時頃までも摘み取るので、日数は七八日から十日位で終るが、それだけ粗悪品が多くなる。これはその日その日の値段や相場というものに捉われること、仕争を手廻しよくしようとする

することから来るものであるが、ために値段が非常に下落した結果となった。

また、近年は紅花の植付面積が増加しているにも拘らず、それに反して駄数の減少を来しているというのは、結局去年の不熟な種を今年蒔付けるために、草生の不出来、生育の不十分から来るものである。

一方においては価格が下がり、他方においては収穫が減少した、めに、百姓の生活に影響を与えたことが多く、何れも困窮に立ち至った。それで「摘旬宜しき熟種蒔入れ候はば、分過ぎに摘取り、直段も宜しく罷り成り、御町在御百姓並に商人相痛い、尤も駄数逐年相増し申すべくと存じ奉り候し

という訳でありました。植付面積が漸次少なくなつて来たとはい、ますが、事実、かつては青草の産地でありました細谷村の例等を見ましても、寛永十六年（一六三九）に青草畑として、約三町と反歩あったものが、天明八年（一七八八）の調査によれば、その七割に当たる約二町三反が紅花畑に變つており、その他の紅花畑を加えるならば、相当の増加を示してい乍に違いありませんでした。それで適期を見て熟花を摘むように心がけたならば、駄数が減るといふ様なことは考えられないことなのです。

第二紅花市場開設の時間を適正にすること

近年は京都からの買入も下らなくなつたせいか、市場の立つのが遅く、午後四時頃から、時には夜中の十時十二時になることもある。これによつて町在のサンベ共の売仕事まいもあくれ、色々の差回いが生ずる。

勿論紅花の調べ方が昼の中に出来れば、取扱も丁寧になる筈なのに、夜中夜更までか

かることでは、諸事粗末になり、自然出来も悪くなるのである。それで「当年より買出しは晝九ツ時（正十二時）よりスツ時（午后二時）、或は七ツ（午后四時）暮を限りに買仕廻い、暮過ぎ候得ては、商売仕らざる様に仰せ付けさせられ下し置かれ度くし御願申上げたい。若しそのように御取計い下さるならば、「御百姓手前にてモ、弥々御制禁相守り、四ツ時（午前十時）を限り摘み切り、九ツ時（正午）より市場へ持出し商売を始ること、思われる。

このように市場の時間を早めれば、百姓も時間に余裕が出来て、他の農業の勤めにも振り向けられるし、遠方の売人も帰路の心配なく市場に出て来られるので、自然と町の繁昌の基にもなる。

尤も上山在や天童山奥等より持参する山花は、遠路であるから、午後八時頃まで止むを得ないこともあるが、その場合には、山花の旨を役所に注進することにしたい。

これを要するに「当所市場早く買仕廻い、暮限りと承り及び候はゞ、近領にても朝の内花摘入れ候得て、自然と御当所の風儀に准じ、熟花摘取るならわれも相直り申すべし哉」と思われる。

町会所の規定によれば、年寄と言われる役人たちの出勤時間は普通は四ツ時（午前十時）の慣例となっていたのですが、紅花時になると、九ツ時（真夜中十二時）には総出勤という状況であつたという程、夜昼無しの販いでありました。また天明九年（一七八九）に出た「東国旅行談しを見ますと、一節にこの紅花市のことを敘して「その花のさかりには、右坂という所より楢下という所までは、十一里が間の在々谷々みな紅花を作つて嘗みとす

る、是を山の内花という。朝などに摘みて此町の花市へ持ちきたりて、金銀穀物或は塩そのほか、所に乞しき品々と交易すること、毎日老若男女集をなして賑しじとありますが、願文の中にある上山在や天童山奥のこと、照して、山形の紅花市には、随分広い範圍から集ったものらしくたのです。こういう處からも、時間的に制約を加えるということは、必要のあつたことでしよう。

第三きせ花を禁止すること

よく買ひ集めた生花の処理に困ると、水につけ揉みこなし、暫定的に水花玉というものにして売買するが、雨花或は摘み方のよい花の場合は向題はないとして、花が悪く、苞等を沢山入っているような時には、サンベ共はきせ花をかける。このきせ花というのは、品質のよい花を揀んで、玉の上に着せかけ、中味の玉を硝麻化するのである。この度の願によつて、花の摘み方も直り、山形産の花の性が良くなれば、玉花にしようが着せ花をしようが、一向に苦しくないのであるが、他領から入つて来る花が粗悪品であるために、止むなく着せ花をかけ、紛わしくして売出すということがあつては、不出来の基にもなるから、そういう争をせず、正直に花の善悪によつて値段を定めて行きたいと思う。

それで「花玉にきせ懸け申さざるように、御町在サンベ共、並に他所者の儀は、当町サンベ宿にて、此段堅く申し届かせ候様に、仰付けさせられ下され度く願上る。

この項については、余り説明を要しません。不良な中味に衣を着せる手は、悪徳商人には色々行われたことですが、この方法を花玉にも用いた誤です。着せ花とは違いますが、目

方を胡麻化す方法はよく用いられた様です。干花を包装する場合に使用する紙袋に、砂を入れて風袋の目方を重くし、干花の量を減らすという方法や、或はまた花餅を作る時に、粉糠を加えるという方法等でして、これらは普通一般によく行われた手段と言われます。

第四生花買を停止すること

紅花買人が生花で調えることは、既に享保十七年（一七三二）から停止になつていますが、更に堅く守るようになり、精製した場合の紅の多少は、干花の良否にかかるとで、花買人が一度に多量を買集めると、花の揉みこなしや、その他の手当も自然と薄くなり、出来上りの品質が落ちることになる。それで生花で買調えるということとは、従来通りいよいよ堅く御停止ということに命じてほしい。若し生花相調え候者これ有り候は、十日町七日町市場より吟味仕候様に仰せ付けられたい。

第五置花囲いを禁止すること

サンベ共が置花囲いにすることは、先年から禁止されるよう願つてあることだが、特に雨降りの日に、生花を一晚囲つておいて、翌日に売出すことになる、花が腐りおるし柏同様になるのみならず、性のよい花まで供すれになり、不出来の一番大きな原因となるので、「置花決して仕らざる様に、サンベ及びサンベ宿へ仰せつけさせられ、其上十日町七日町の者共、吟味仕り候様に仰せ付けられたい。

以上五項目に渡る献策であります。これをまとめ、摘旬相直し、四ツ時限摘取り、紅花仕入宿商人共、花の仕向鹿抹に仕らす、昼九ツ時より暮時を限りに相調え、サンベ共

正路に商売仕候様しに、代官所の力をもって仰せつけられたいという結論でありました。この意見陳情が採択になれば、「往昔の通り、仙台福島の出来に勝れ宜しく相揃くこと」も出来、上方における、特に十四軒が心配する不評判も解消し、最上紅花の振興が大いに期待されるというのであります。

このような内容の改善は、考えて見れば同業者間の打合せ争頂として、お互が良心的に守って行けば済むことでありませうが、紅花は山形藩だけでなく、公料の代官所においても、国産としてその栽培を奨励し、しかも寛文以前から最上川口輸出品の一つとして、三十貫目入壺駄につき、役銀つまり税金として、銀六匁づつの徴集を行い、大切な財源としておりましたので、商人たちからのこの意見陳情については、何の異議もなかつたので直ちに取上げられました。しかし、その内容からみて飽くまでも、百姓や商人たちの打合せ争頂に属する争柄なので、嚴重な指令を出す訳にも参らず、「右願の趣、大小の百姓並びに名子、水呑、寺社門前の春疋被見せしめ、前書の通り相心得罷り有るべき者也」という奥書印形をもって、この問題を勸奨したのであります。

第五話 紅花商人の教えた花買心得

大藤村の稲村家は、中世末期からの旧家でありますが、近世の初頭から、あの山中や五百川郷あたりの青芋や漆や木の奥といったような特産物を商って次第に産を大にし、中期頃からは紅花にも手を出し、最上地方でも屈指の荷向屋となりました。所が天保頃の当主七郎右エ門が死亡した後、家督を嗣いだ者が非常に幼少であつたために、その親戚に当る山形の村居新六郎という人が後見人となつて、稲村家の家業を支配し、上方との商業取引関係を益々盛にしました。この新六郎は余程の才物であつたと見え、天保八年（一八七三）に、幼主成長後のためをおもんばかり、商人としての気構えや商法の心得というようなことを、事こまかに書き残し、これに「微量骨算」一名を「微量可笑記」と名づけました。先づ最初に、商人として立つて行く者の一般的な態度心得に觸れ、その頂の結びとして、
「是は幼年の人々を取立のため、家を大争と思ひ、少しも利根になれかすと、奥義心一盃書き置くものなれば、外の人が見てわらふとも、予は屁とも思はぬ。併し噂にかけ、影で笑ふ給ふ事は、深切に書き与えしことに免じ下さるべく候」と、この書の目的と、書き残すための誠意とを述べ、次に諸品の売買等につき、具体的にその心得を示しております。そして、第一の算術として「紅花の術」というものを書いておりますので、その内容を御話いたしませう。

その冒頭に「紅花諸方え差向候に付、仕入場より（拱り）申事」と言つて、仕入場の拱定が大切だとし、後に述べる所の産出地と品質との関係の伏線とされています。それに続いて経費のことに觸れ、「近国共に紅花買口作り、口銭重荷尅駄に付金式歩宛也。外に止り（泊り）費の分は、茶代として、其料はたこ（旅籠）共に見当差置き申すべき事」と述べておりますが、近国にも買場を作るためには、その買付仕入量と口銭との関係、仕入日数と宿泊料の予定等、細かく計算に入れておかないと、思わぬ損失を招くことを注意しております。

次に「羽州にて紅花宜敷き所御存知にてもし」という書出で、産地の大略を並べておりますが、

最上地方

山形より宝沢、高湯、上野、上平、五めら辺り、長崎、谷地、小松沢、長瀬

此外天童附近

をよれとし、「尤も其年々の出来不出来は何方にもあることとなれば、商人としての仕入に際しては「是を早く見付け申すべき事」が重要であると教えております。最上紅花が全国でも一二位を争う特産物として、元禄年間に出版された「日本産子」に「買物調方三合集」に「日本国花万葉集」等に紹介されていますが、その評判は奥原と共に、明治初年まで続き、皇室や公家や幕府関係の使用される優良品は、殆ど最上紅花であつたのです。しかし村居も言っているように、紅花の栽培法や干花の製造技術というものが、非常にむづかしいばかりでなく、その年の天候や、開花期の晴雨に影響を受け易く、その適否が値段を

左右したので、荷主としても、その手先となる仲買人にしても、買付けのためには余程の注意が必要でありました。次に

米澤地方

仕入れの出来るのは公料分に限る。

其外は藏花である。

高畑刃、山崎新田、鳥井町、この刃一ばんよし。

郡山東西五ヶ村、悪津刃よし。

とありますように、米沢地方で自由仕入れの出来るのは、いわゆる幕府直轄地産のものだけであり、上杉藩領から出るものは、藩の財政々策上、総て「藏花」と称して藩に納入し、藩がまとめて専売する方法を採用していたのです。従って藩の公示によつて入札でモレない限り、「藏花」を買取することは出来ませんでした。稲村家がこの「藏花」を買ったかどうか、私の手持ちの資料では判明しませんが、享和四年（一八〇四）の仕切によりますと、同じように米沢藩の専売であつた「御藏蠟」五百匁を、約九百五拾三匁で買っている事実もありますので、彼の財力からすれば、「藏花」も或は落札しているかも知れません。仙台方面の紅花は、最上紅花と共に、品質のい、ことで有名であり、「重訂本草綱目啓蒙」には「奥州仙台より出ると上品とす。羽州の山形これに次ぐ。同州谷智、奥州の三春これに次ぐ」とあり、この本の出た弘化四年（一八四七）頃には、最上を越して第一の評判を得ておりました。村居はこの仙台方面の産地として、次のように上げております。

奥仙台

藤澤町 岩谷堂町 水沢町 前沢町 ぼろわ村この辺よレ

南部

花巻町よレ

南仙台

坂下近辺 富田 宝沢 ざる川 中田よレ

是より

源原 丸森 角田 清水 三みう 大川原 玉崎よレ

稲村家では以前から仙台花の仕入れにも当っていたものと見えまして、例えば（一七九四）の紅花仕入帳に「最上仙台紅花仲向」というのが残っており、その方面の集荷責任者として、山形十日町の村井清七が当っておりまして、その時の記録によりますと、

仙台花買口

② 仙花 宮、村田分

× 五百九拾袋

酒田着

代金五百三拾兩三分ト永三匁七分

内

横町勘右エ門五分

スツ割三金百九拾九兩永四匁二分八七

引残而全仲向分

八ツ割五金三百三拾壹兩貳分永廿三匁八分一

と見えております。仕入資金の出資は稲村と山形横町の勘右エ門が共同とレ、村居が中心の責任者となり、何人かの仲買仲間を連れて仙台方面に赴き、宮や村田地方の紅花を買集めておるのです。レかも紅花五百九拾袋は、山形、大石田、酒田廻りの送路を経て京都に出しておる訳です。村居が稲村の資金を動かして、この年八月まで仕入れたものは、最上分と仙台分とを合して、約九百四拾兩貳分余あります。

以上で仕入場所の撰定に關する概要を終り、次の章には、花の買方についての注意を述べております。先づ生花を買うには、大雨中雨小雨の場合、風が吹き、夜は曇つて露のない場合、夜はよく晴れて露が多く降つた場合等、また沢辺、川辺、大沼辺附近の畑等、天候や場所によつてその買ひ方に差がある、それは花に含む水分の量に相違が生じ易いからであると言ひ、「是は霧ふかくれて、水目方になり、花はよるべく候へ共、揚り高値に成り候向、心得申すべき事」と教えております。

レしかレこの含有水分の鑑定は中々むづかしいので、次のような絵を挿入して説明を加えております。

是は三介が

うでなり

是は水沓の積り



その説明を表にしてみますと、

右の小水花^{いさばな}を握り詰めて見て、

ザアザア 六百貫目位

たらたら 三百五十貫目位

ぼたぼた 三百貫目位

ぼたりぼたり 二百五十貫目位

ぼたり 二百貫目位

露気 百五十貫目位

照花 九拾貫目く百二三拾貫目

右をもつて後は割弁懸引の事

とあります。干花巻駄を出二貫目とすれば、小水花の目方の基準は以上のようなものであるとしておりますが、「紅藍着説」に「紅花を得る分量は、其年の出来方と土地によりて大差あり。一段の地より花辨を収ること凡そ三十貫目、乾花は此十分の一也。即ち三貫目じとあり、これと比較すれば、前表の「ぼたぼた」あたりが一般的な標準であつたと思われまゝ。前日未の雨が、夜半過ぎから霽れても、普通の人は雨花と心得て、下値に買おうとし易いが、そのような天候の場合には、速早く花を握って見る必要がある。「思いの外風にて、雨水を吹き貫き、花ちゞれ、生花目方いらすに干揚り申す」こともあるので、その時々^{々々}の生花の状況をよく勘案し、「懸引見込みの計事」を立てなければならぬと言っておりますが、この辺の見立てが買人としての大切な骨であつたのでしよう。

次に干花の買方がありますが、このことに就いて村居は「干花目利は大変にあり、筆にも口にも申兼ね候事なり。なれ共、大略の大握みの所は」と言つて記しているところをみますと、先づ「干花薄く、ざりざりとさげ、さけ口の光り有るもの」が最もよく、「粉入花」と言われる不正品は、餅は厚く、目方もかゝり、割けぬものである、また悪徳者になると、目方がかゝるように砂等を加えて干すような場合もあるので、能く能く見分けることが肝要であると言つています。

レかしながら、その品物の善悪や、上、中、下、下々の段付け、或は一駄一駄の格付けのようなことは、特に段階の多い紅花のことであるから、「中々今丸葉の如く書置き申すべき様これ無く」「追々見覚え成さるべく候」と、目利の修練ということを第一に教えてあります。人の話を聞いたリ、物の本を読んだり、耳目の学問だけではどうにもならないというのが、仕入商人たる者の常で、飽くまでも自ら品物に近く接し、目利の感所を握ることが大切なのであります。「上手上手の目利は、金歩歩とも違い申さざるもの也」とは、経験第一主義に立つ教育で、当時の商人として成功した者は、何れも取引物資に対する確かな目利であつたと言われましよう。

荷向屋や大きな仲買人は、干花だけでなく、生花を買入れることが多かつたので、自分で干花にしなればならなかつたのです。大量の生花であつたから、随分忙がしなかつたのでなしに、天候の加減で干方が不充分になつては、その品質がひどく落ち、大きな損失を招く恐れがあつたから、この点についてもよく書き記してあります。

花の寝せ方に就いては、別に目新しい秘伝のようなものは書いていませんが、霖雨の節

にか、リ、生花が干兼ねると、床の中で腐れる場合が多いので、それを防ぐために色々な方法を授けておられます。従来そうした恐れが生じた時は、井戸の中につるし下げてその腐れを防いだり、或は壁にくっつけて乾燥させたりする方法が行われていました。村居は「粗とおし籠を集め、是に花もちを拵え入れ、つるし置き、下夕にけれ炭をおこし、ぬかをかけ、火ほんのりとあたるようにし、火干しに成さるべく候。けれ炭なくば、かた炭にても、ぬかよくかけて、火勢を和らかにして干すべし。籠敷よくなくば、すだれ虫喰不明」らしい。たゞるに干してもよしと云う。この場合の秘伝といふのは、火勢をやわらげて乾燥させるといふことにあるのでしよう。「紅藍着説」では「雨天なれば、竹にて巾三尺長さ六尺に編みたる物へ載せて、下に火を置いて乾し上る。此台を仙台にて「ヒロウ」しまた「コハナダイ」しと云うしとあり、その外にも火を用いることを書いたものはありますが、消炭の使用とか、ぬかのかけ具合という点にまで、細かく觸れているのはありません。

以上のように、やがて幼主が成長し、自ら商売を始めようとした時、未経験なことから、思わざる失敗を招かざるように、産地の送る方、生花や干花の買方、生花の寝せ方から干花の作り方まで、自分の長い間の経験を基に、筆を尽して書き示している村居の心情といふものは、実に美しいと思えます。それは、六月の畑一面に咲き誇る最上紅花の、心にくい道に落ちついたあの色合の美しさにも似たものであります。しかも村居としては「紅花は諸方へ差向け候し大切な国産物でありますから、單に稻村家の将来を慮って書いたというだけではなくして、国産としての振興と、その名声の保持ということも、充分に意

識してのことであつたらうと思われまゝ。

第六話 紅花商人たちの金融

紅花売買の資料を見ていて、私の最も驚くのは、地方の仲買人や荷向屋の人々が、数千金数百金という資本を、どうして動かしていたかという問題であります。最上地方の貧乏な農民たちの生活は、秋の收穫でもって、春の雪消えまで持ち続けることの出来る者は、先づ一人前と言われ、端境期の盆前迄持ちこたえる者は、村でも何人としかないなかつたのです。現金収入として唯一の紅花が出廻るのは、丁度この頃一六月から七月にかけてでありましたので、紅花畑を持っている農民は、それこそ一日千秋の思いでこの収入を待っていたのも当然でしょう。しからばこの売上げ収入は、どのように使用されたか、二三の例を上げます。

一、困窮の百姓共、年々紅花咲候を待ち兼ね居り、其日其日生花にて売拂い、御年

貢上納仕り来り、並に年中買掛り諸拂も仕る儀に御座候じ。

二、「前方申渡し候通り、夫食御払米代金、紅花売立て次第取集め、青山半右工門方へ相納めらるべく候じ。

三、「先達て分度々御願ひ申上げ候金子の儀、最早や此節紅花も売払に相成り、これに依つて御工面成し下され、一先づ元利共御返済成し下され度く願上げ奉り候じ。

四、「さて六月中には紅花摘切り、売立てに相成りし故、諸仕切勘定は六月中に仕払相成りしものなりじ。

五、「朝などに摘みて、此町の花市へ持ちきたりて、金銀穀物或は塩そのほか所に乞しき品々と交易すじ。

六、「国役金御延願に付き郡中寄合ひ、利左工門方へ西東庄屋中申参り候て、五兵衛殿迄の書付相認め上る。

左に

半金 当暮上納

半金 来る興夏紅花時節上納

以上の資料によれば、一は御年貢上納、二は払米夫食金返納、三は借金返済、四は盆仕切勘定、五は生活必需品購入、六は臨時国役金上納等に充てられておることが判ります。これらに必要な経費というものは、現金で処理しなければなりませんので、商品としての紅花が貸売りになつては困ることなのです。それで生花のまま、や水花のまま、か、或は出来れば花餅にして、花市場に持参するか、サンベ仲買人に現金で売渡したのです。じがもこ

の金は右から左と出て行くもので、農民の生活を向上させたり、農民の文化を高めたりするには、殆ど役立たなかつたのですが、僅か十日か二週間位の期間に、まとまつた金として懐に入るので、「僧侶の正月、百姓の六月」等という言葉が出たのでしよう。

このために、買集め人の側に立てば、その資本金の調達ということが大変であつたらうと想像されます。資金の動きについての資料は中々見つかりませんので、はつきりしたことは申せませんが、享保末年頃までは、京都の紅花向屋の手代衆が、多額の資金を持って来て、地方の商人に貸しつけたものではなかつたかと思われます。井原西鶴がその着「日本永代蔵」の一節に、元禄頃の酒田の大向屋燈屋の景を敘し、「集つて来る諸国商人の手代たちの中でも、干鯉のぬけ目のない男が、髪に着くとやいなや、面若い者に近寄り……当年の紅の花の出来は、青草は何程……」と云つておりますが、たとへこれが当時の庶民文学者の聞き書きであつたにせよ、手代共の活動の一端を窺い知ることが出来ませう。

山形市のような経済の中心地には、上方の大商人は出店を設置したり、信用のあるれつぎとした手代を派遣したりが、それらの一部には、自ら独立の資本金をもつてこちらに居つてしまつた者もあり、谷地や寒河江等地方の中心地にもそういう者がおります。元禄年間にお茶商人として寒河江に来た中村七兵衛は、そのまゝ、こゝに永住し、強力な資本金を元手として紅花や青苧の取引商人となりましたが、享保二十年（一七三五）の紅花仕入帳によれば、既に貳百貳拾五兩余も投じて大商人になつております。その後お茶の方を止めて全く紅花商人になり、多くの仲買人を使役して買集めているようですが、仕入帳に六郎兵工買、七之助買、利三郎払、久兵工買、長崎庄太郎買、庄兵工口銭、七郎兵工口銭等と

見えるこれらの人々は、中村七兵工の資金をもつて働いていた仲買人であつたと思われま
す。

谷地方面では享保年中に京都から来た紅花商出羽屋藤藏というのは大きかつたようです。
本姓は菅藤藏といひ、工藤小路に居を構え、手広くこの商売をやつて産をなし、松橋の慈
眼寺再建、慈恩寺の日枝神社建立等に巨費を投じ、また慈恩寺最上院と縁を結び、同院の
経済援助に少からぬ力を尽しておりますが、この出羽屋の手元から出た資金も多かつたか
と思われます。

荒町に皇太神宮を勧請した福田四郎左工門は伊勢の人で、出羽屋より先立つて、寛文の
末頃谷地に来り、紅花商となつた者だと伝えておりますが、その子の章山は京都によつて
益々家産を大にし、皇太神宮に田畑を寄進したりしましたが、章山には嗣子が無かつたも
のか、後に竹岡理右工門という者を継がせております。理右工門もまた後年谷地に来て
伊勢講を結び、皇太神宮の拜殿造立に努力しました。谷地の人々の伝える所によれば、
この理右工門は京都の紅花向屋として名を爲した伊勢屋の先祖であると言われます。伊勢
屋は向屋としてよりも、最初はすあひ、いわゆるブローカーとして商人でありましたか
ら、谷地方面においては、そういう立場で流用した資金が考えられます。

また元文五年（一七四〇）に紅花向屋廃止運動の急先鋒をなした谷地の終屋甚右工門と
いう者は、実は元禄二年（一六八九）に出版された「京羽二重織留」に見える、京都の紅
花中買向屋六名の中の一人であつた甚右工門家を嗣ぎ、その名を襲名した同家の手代甚四
郎であつたのです。先代甚右工門が死亡すると、手代甚四郎は主家を嗣いたが、京都にお

ける中買回屋を廃業し、手代として活躍していた頃、最も取引関係の深かった谷地に來つて永住し、自分が手代として自由売買時代に得た經驗をもつて、回屋制度の廃止運動を起したものであるうと思われます。この運動には谷地や寒河江の商人達も次第に多く參加して來ますが、それらの人々は甚右工門と經濟的なつながりがあった同志の者と見られます。所が享保二十年（一七三五）から、上方から來る手代がぱつたり止つてしまひました。大町念仏講帳し今年の記事に、「上方より下り衆一人も御座無く候、四月九日に二條様より、紅花相調に田舎に罷下り申さざる様に、急度仰せ付けられ、殊に紅花さばけ口の儀、向後回屋拾四軒の方より、紅花百四拾八軒の看共買ひ申すべく候て、猥りに売買仕らざるように仰せ付けられ候云々」とありますように、この年から自由売買が停止になり、回屋による専売制が確立された、めに、手代が下つて來て買ひ集めるといふことは出来なくなつたのです。そのために色々な不自由が生じて來ました。前記甚右工門等の訴状の一項に、「御当地へ註し京都へ紅染屋中、前々は羽州表へ直々罷下り、紅花相調候処に、六年前回屋拾四軒に相極り候てより、罷下り候儀御留め遊ばされ候間、買人少なく、時により紅花相拾りへ註し相廢り候事これ有り、御百姓至極迷惑仕り候云々」とあります。これは、大口の買人が來なくなつたといふこと、その反面、手代共による資金の融通や保證が無くなつた、めに、地方のサンベや仲買人が動けなくなつたといふことを意味するものでありませう。

明和から寛政にかけて、回屋制度に代る紅花世話所というもの、設置を見るのであります。その生産者の受ける被害については、回屋制度と異なる處がないと言つておりながら

「紅花引当金の儀は、月三拾面に付き金壹歩宛の利息にて、此地へ金子持参仕り、金子入用の商人中へは貸付申すべき事としか、或は「金主の儀は、紅花差登せ候以前、村山郡へ金子持参致し、紅花荷数に依り、割割の利息を以て貸渡し候へば、仲買商人共手支もこれ無く、百姓売るにも自ら手広に罷成り、右代金上納方も悉どり、旁々利益の筋と存じ奉り候じとか、百姓にも必要であれば三拾面壹歩の利安全を融通するといふような條件のため、世話所設置に調印してあります。このように最上の商人や農民たちは、手代や向屋やそれに類する組織の持つ、大資本に依存しなければ、商買が成り立って行かなくなつた所に、後進地帯としての弱さがあり、資本家に侵蝕される経済的な欠点もあつたのでしよう。

以上のような資金融通の受け方は、集荷ということに大きな義務が負わされると共に、ま戸如何なることが生じても、特定人との取引義務が生じました。そこで、地方にあつて自由な立場で手広に商いをする方法として、共同出資による経営も行われております。これは古くから取られ方方法と見え、逸見庄左工門文書元禄十一年（一六九八）の「紅花買上ケ目録」を見るに、

一、貳千五百四拾貳貫目 但し水花

（干花八駄百四拾斤分）

此金百九拾三両三匁分

一、金拾八両貳分七匁分 但し諸掛物

二口合金貳百拾壹両三分五匁三分

を買上げてありますが、さらにその内訳は、次の三人分になっておるのです。即ち、

一、 志駄 竹屋長左工門殿

代金貳拾四両志分五匁余

一、 貳駄百四拾斤 逸見庄左工門殿

代金六拾五両貳分拾四匁余

一、 五駄

代金百貳拾両貳分拾四匁余

この荷物は一箱に京都の若山屋勘右工門方に送られております。この文書面からだけでは、資金そのもの、共同出資ははっきり致しませんが、西田七兵衛が中心となって、共同出資していることだけは確かです。また堀米四郎兵衛文書文政五年（一八一三）の「紅花買目録」の概要を見ますと、

略

総メ金百拾六両三分錢拾文

（紅花三駄五袋、外に運賃、諸掛り、荷役金合計）

右ニツ割

金五拾八両志分貳朱ト五文 藤兵衛殿分

金五拾八両志分貳朱ト五文 四郎兵衛分

とあります。この目録全体から受ける感じは、四郎兵衛が藤兵衛というものから紅花仕入金を借用したように見えますが、精算金をニツ割としている所に、單なる借用ではなく、

共同出資の形をとっているのではないかと考えられます。四郎兵工が集荷したのは、中沢や本飯田方面のものもありますが、谷地の十兵工や弥之助の分もあります。この中、弥之助というのは恐らく大町の柴田弥之助で令という屋号で天明以前から仲買兼荷向屋をやっていた者ですが、この目録面では、六拾三袋三拾七兩貳分貳朱余を四郎兵工に渡してあります。従って四郎兵工は地方の荷向屋からも集荷するだけの取引勢力を持っていたもので、五六拾兩位の金の不足で、借用するような者ではありませんでした。やはり藤兵工と共同経営することによって、より強大な農村商人への発展を企図したものであつたでしょうか。勿論この共同経営は永続的なものではなく、その時その場における事情によつて行われたもの、様です。

地方的仲買等は、荷主と比較すれば経済的な力が少かつたものと見え、豪商たちからその資金を借用することが多かつた模様です。そうでもしなければ、現金買いとしての大金を運用することは、中々察ではなかつたことでしょう。

覚

一金三拾兩也

右は水花仕入金に隨に請取申候所真正に御座候。追て目録に御勘定に相立申すべく候。右金請取手形仍て件の如し。

丑六月廿一日

山のべ

武田庄吉印

榎藤左衛門様

年号不明の證文であります。文面から判断すれば、武田庄吉という商人は、一時的の

のものにせよ、山のべに居住する榎藤左エ門の出先き仲買であり、水花を集める資金として三拾面を借り受け、その勘定は買目録で行うのであります。藤左エ門家だけではなく、地方荷問屋と言われる商人たちは、自分で直接買集めるといよりは、むしろ各中心的産出地に、隷属的な仲買人を立て、おいて、六月頃になるとその活動資金を融通し、ものと思われれます。大蕨村の稲村七郎右エ門の例等を見ますと、山形の村居に大金を融通し、稲村の名義で紅花の外青芋や漆や蠟等を、手広に買わせていますが、買目録の精算を見ると次のようであつて、地方商人の金融ということが、どれ程大きかつたかを窺うことが出来ます。

寛政四年度

(一七九二)

惣×金 千三百九拾七兩三歩余

渡レ×金 千貳百五拾四兩余

差引金 百四拾三兩貳歩余

寛政八年度

惣×金 千五百三拾貳兩余

渡レ×金 千四百八拾四兩壹分

差引金 四拾七兩貳分余

寛政十年度

惣×金 貳千八百貳拾七兩三歩余

渡レ×金 貳千四百七拾九兩余

差引金 三百四拾八兩貳分

寛政十一年度

惣×金 三千四百四拾五兩壹歩余

済×金 貳千八百三拾四兩貳歩余

金貳百兩 (久)より不入 近日中下り次第持参

差引金四百拾兩貳步余

モツヒモ、村居には買方だけであつたに、需要地への発送までをまかせておいたもので、このような精算書となつたのでありますが、村居一軒に対する融通資金だけでも、このような莫大なものに登つていたのです。

借用申金子を争

一金貳拾兩也 但歩判金にて

右は当亥の紅花仕入金不足申すに付其段連々御頼申入れ、右金廿兩只今儘に請取借用申込奥正に御座候。……七月晦日限り元利息急度返済申すべく候。……。

享和三年亥六月

湯野沢村金預り主

(一八〇三)

久 蔵

(印)

新町 藤左工門殿

これは、湯野沢村の紅花商人、恐らくは藤左工門と無関係の仲買人程度のものと思われ、久蔵の資金借用証文であります。六月に借りて、七月に返済するというのですから、紅花買付資金に間違いないのでしよう。荷主自身の借金となると、それは行きませんでした。久蔵のような仲買人程度ですと、買集めたものを荷主に持って行けば、直ぐ現金になるので、返済も短期間で済むのであります。地方の荷主になれば、京都や大阪との取引になりますので、その精算は早くも十月か十一月、遅ければ翌年にもなりますし、資本金もそれだけ多額に準備する必要がありましたので、簡単には参りませんでした。その例を

一ツ上げます。

差入申證文之筆

一、紅花荷物取合五拾貳箇

但

五百目袋廿一入四拾九箇
同 同 廿二入
同 同 廿八入
貳箇

此引当金五百九拾六兩貳分也

当十一月晦日限り相定 夫迄利息相済

右は此度紅花仕入金不足に付、右紅花賣殿の御荷物にいたし、京都伊勢屋源助方へ御登せ下され、右引当金借用仕度趣産て御頼申入れ、石金只今慥に請取申込実正に御座候。尤返金の儀は、京都表にて右日限残らず返金仕り、右紅花請取申すべく候。尤も海上陸道にて如何様の難事出来候共、貴殿へ聊も御損御苦勞の筋少も相掛け申向敷く候。若又右紅花十一月晦日限り迄返金相成り兼ね候節は、貴殿方にて御勝手次第御売払成之れ候ても、聊も故障等御座無く候。尚又右売代金にて引当金へ都合に相成り申さず候節は、当地にて元利取揃へ差金いたし、聊も御損毛相掛け申向敷く候。後日の爲め加判證文依て件の如し。

嘉永七寅年九月

爲替組主

(一八五四)

寒河江

石川村

善太郎

印

同村

請人

三 次

印

前小路村

請人

久右工門

印

前小路村
石川 長吉殿

石川村の善太郎が紅花仕入金として、これまで仕入れた干花荷物五拾貳箇を抵当に、五百九拾六面貳歩を、谷地前小路の石川長吉から借用した證文であります。利息前拂というきついものになっております。石川長吉というのは、元来は江戸商人として発展した者で、嘉永七年に幕府が回屋再興を許可した時、江戸の紅花回屋制度に協力した者で、上野図書館所蔵になる「諸回屋再興調」という記録に、山形象六人と共に肩を並べ、他の地方商人としては、たゞ一人の有力者でありました。

既にこの話を続けて行く紙数も無くなりましたが、この地方の豪商と言われた人々は、尙れもこの地方の地主でもありません。別に言えば、農業経営だけでは、簡単に地主になることは中々困難なことで、実は地主になるためには、副業として商業を営み、その利益を資本としてさらに金融業を兼ねるといふのが、定道であつたようです。しかもその利潤の一部は、最も堅実な投資として常に土地に向けられたということが、地主を成長させた最大の原因となりました。従つて経済に大変動を来たした明治の初年以後における消長は別として、それ以前においては豪商たちに、破産といふことはめつたにありませんでした。こうして金融機関の性格を持つて来た地方商人たちにも、またその上の金融機関があつたようです。その例として次に上げます。酒田本向家宝曆三年度（一七五三）の「万覚帳」に、

七月廿三日

一金百兩

最上谷地
土屋勘石工門
本向彦四郎

内五兩三歩拾三匁貳分

打口金?

右は大坂十月晦日限り爲替同添状共渡り方

京東洞院六角下ル

伊勢屋利右工門殿

九月十三日

一金百兩

爲替取立谷地
鈴木
宿本向彦四郎

庄七

打金三兩引

右は京都参着爲替手形添状入渡り方

東洞院六角下ル

近江屋九郎兵工殿

この資料は、最近山大の柏倉先生から知らせて戴いたものですが、地方商人たちは、宝曆の頃既に本向家の爲替を利用して、上方との商業を拡張していたということが窺われます。

このようにして、我が最上地方には、紅花という一商品だけについて、年間五万兩から十萬兩位の資金が動いていたことになる譯です。

第七話 紅花向屋から来た出世證文

先づここに出世證文というもの、一例として、その全文を上げてみましよう。

紅花荷物巻代金借用證文之事

一金百九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

御面印紅花荷物五駄
去々亥十二月限売附代
金目録表也

此匁

内金五拾兩

當時御渡申相済い分

又金貳拾兩

当刃五月廿日限御渡可申事

又金三拾兩

当暮十二月廿日限御渡可申事

残金九拾六兩貳分

別紙出世證文ニ而相済い分

銀八匁六分四厘

右は去々亥秋、大津藏入の紅花荷物、藤左工門殿御上京成され、御鼻眞御差図を以て、私宅え送り込みに相成り候匁、其冬十二月限りに、売付代金売先より日限相渡り候故、翌早春右金目録表残らず御国元え相違無く御下し申すべき旨の匁、私近年

身上不如意に付、抛る無く、右金私勝手に遣い込み、不埒の段恐入り候。尤も紅花荷の儀は、御差荷の事故、売代金取込み同様の致し方に付、去る冬より夫のみ御支配御兩人御登り下され、段々御催促に預り、既に御公訴にも相成べき処、左様相成り候ては、私家名相続出来難く、甚だ当惑仕り恐入り候。これに依て大黒屋久右エ門殿御取扱を以て、御歎き御詫び申上げ候処、格別の御了管を以て、正金百九拾六兩貳分、銀八匁六分四厘の内、当時金百兩差入れ、残金は我等出仕致すべく、直御待ち下し置かれ候段、仕合せに存じ候。然る処に、今渡世も相休み居り候程の事故、当金百兩の才覚出来兼ね候に付、又、御願申し、別書の通り、右金百兩の内、当金五拾兩御渡し申し、又金貳拾兩は来る五月廿日限り差上ぐべく、又金三拾兩は当暮十二月廿日限りに御取下、当年中都合金百兩相済すべき儀、別けて御願申上げ候処、御面き済みも相成らざる趣に候得共、厚き御慈愛を以て御承知成し下し置かれ候段、有りがたく存じ候。然る上は、書面の通り少しも相違無く、限月毎に急度相済し申すべく候。若し遅滞に及び候は、取扱人加判の若引請け、急度辨済仕るべく候。尚又残金九拾六兩貳分、銀八分六匁四厘は、私相続出仕仕る迄、仕合證文別紙差上げ置き候。右は当金百兩割り済み相済み候迄、後證として加判證文仍て件の如し。

文化二年丑二月

紅花売代金借用人
京東洞院六角下ル

近江屋九郎兵衛

印

右取扱人
同所島丸通り

大黒屋久右エ門 (印)

最上谷地

和泉屋藤左工門殿

同寒河江

安産屋 又三郎殿

御支配象中

この文言の中にもあるように、出世證文は別に仕合證文しあわせとも言い、借入金かりかみの返済期日を何日までと切らずに、「我等出世致すべく迄」とか、或は「私相続仕合仕る迄」というように、不定期返済を約束する證文であります。この證文の差出人となつてゐる近江屋は、古くからの紅花向屋として、京都においても有数なものであり、最上地方には広く手を延ばして、紅花の取引に當つていた者であります。その江近屋が、享和三年(一八〇三)の秋に、谷地の和泉屋藤左工門と、寒河江の安産屋又三郎から送られた紅花五駄代金を使い込み、両者の間に向題を引き起したのであります。それで和泉屋と安産屋とは各々支配人を京都に登せ、遂には公訴という所まで行つたが、大黒屋久右工門が取扱人となつて中に入り、売上代金のうち百両だけは年内に返金し、残金九拾六兩貳歩と銀入匁六分四厘は、別に出世證文としたのであります。文面が大体似ておりますが、参考のため別紙も掲げてみましよう。

紅花代金借用出世證文之事

一金九拾六兩貳分

但レ

元金百九拾六兩貳分

銀八匁六分四厘

銀八匁六分四厘

内金五拾兩

此度正金御渡申候

又金五拾兩

当五五月、十二月兩ニ御渡シ
可申告別紙證文表

×差引残り也

右は去る秋大津藏入の紅花荷物、藤左工門殿御上京成之れ、御鼻廣御差図を以て、私宅え送り込みに相成候処、去る亥の極月限り、売代金売先より請取り、且つ同翌早春、目錄表残らず御国元え早速差下し申すべき金子に御座候処、私近年身と不如意に付、筋無きに勝手成る方え遣い込み、延引に相成り、御国元より度々御催促に預り候得共、其後調達も出来兼ね、当惑致し居り候処、去る冬中御催促とレて、御支配御兩人御上京下之れ、御面談、御申訳仕るべき様もこれ無く、尚又皆済仕るべき手段もこれ無く、甚だ不埒の段恐入り候得共、已に渡世も相休み居り候程故、身上躰も日々行詰り、一向に金主出方もこれ無く、殊更去る戌年御差荷紅花代金も、格別御憐愍を以て、十ヶ年賦に御取立御願申上置い上にて、重々不屈成る致し方故、一通りの挨拶にては御商済みもこれ無き筈と、申上ぐべき言葉にも行当り申さず、当時如何様にも致方これ無く思いながら、日数延、相成候処、謂れ無く取込み候金子故、町役方え御願成之れ、既に御公訴にも相成るべき段、則ち御旅宿扇屋正

七殿より御内意これ有り、驚き入り奉り候。若レや江戸御出訴にも相成り候ては、私家名は勿論、町内迄モ難遊に及び候儀輕からざる事、甚だ以て恐入り、歎かわレク存ぜられ候。これに依てひたすら御難き申上げ、書面の通り、本金の内金百兩都合当年中に差入れ、別紙證文表にて御請取り下され、残金九拾六兩貳分八匁六分四厘は、我等出也致レ候迄御延引御用捨下され、仕合證文にて御固済み成レ下され候様、大黒屋久右工門殿御取扱ひ、並肩屋正七殿御添言を以て、御認び御願申上げ候処、御承知成之れ難き趣の処、厚き御思召を以て、前書の通り我等家名出也迄御待ち下され候様御固済み成レ下され、重々有りがたく存じ候。誠に右残金の儀は、格別の御慈悲を以て、私出也迄御延引成レ下され候上は、これ以来何卒御陰を以て渡世相助け、私家名相続仕り、等閑に致さず、紅花向屋にて身上行立次第、相成るべくだけ追々にも返納仕るべく候。後日の爲め年延金借用證文仍て件の如し。

京東洞院六角下ル町
紅花代借用人

近江屋九郎兵工

⑨

文化二年丑三月

羽州最上谷地

和泉屋藤左工門殿

同 同 寒河江

安達屋 又三郎殿

御支配象中

この文中にも記されてあることですが、文化二年から丁度三年前に当る享和二年の七月、藤左工門の①印紅花荷貳駄片馬拾袋代、金九拾兩三歩という金も勝手に遣い込み、是非才覚仕り御渡し申すべくと存じ候得共、私近年内、不操合にて、当分何共致し方これ無くしという理由で、十ヶ年賦返済を願ひ、一ヶ年に金九兩銀四匁八分づつ、十ヶ年の内年、相違無く返済仕るべく候しという借用證文を差出してあります。

紅花がこの地方における商品作物として最も大切なものであり、この現金収入というものが、六七月頃の端境期の生活の資となり、お上への貢納の準備となり、借財返済の金ともなつたのです。従つて仲買人や荷向屋から入る紅花代に支障を来すようなことがあつては、生活に破綻を来すのです。所で、京都の紅花向屋がこのような勝手な所業から、地方の荷向屋に大きな迷惑をかけたということは、引いては生産人たる貧乏農民を、甚だしい苦境に陥れたのです。

この出せ證文を出し上江屋が、何のために遣い込みを出したか不明ではありますが、その後もこちらの荷向屋との向には、大量の取引を行つております。それでいて證文がこちらに残つてゐるといふことは、結局返済しなかつたことを意味するのでしょうか。私はこういう返済期日のない出せ證文というものに、何かしら計らみがあつたのではないかと、少々疑問を持つてゐるのです。

私がそういう癖みを持つについては、少々歴史的な理由があるのです。京都には以前から稻荷講という、私的な一種の紅花向屋の組織がありました。しかし生産者との売買の方法は飽くまでも自由契約であり、自由売買でしたから、大体は、買集めに下つて来た手代

衆との直接取引か、或は地元のサンベや紅花商人との関係において、生産者は常に気楽な取引をやつていたので、所が享保二十年（一七三五）に公認の紅花向屋制度になり、紅花向屋十四軒と、紅粉屋百四十八軒とが指定され、町奉行の管理下に売買上の統制が加えられるようになったのです。特に紅粉屋で使用する原料干紅は、産地から直接仕入れることが禁止され、総て十四軒の向屋の手を経なければならなくなりました。

向屋が成立したということは、紅花売買の特権をそれらに与え、その権利金として、當時の名称で言いますならば、奥加金というものを幕府に差出させたので、幕府の財政からすれば、大切な財源となりました。向屋では売買の一切を代行するため、生産者からは口銭を取り立てました。こういう制度は、向屋の性格からすれば当然のことですけれども、自由売買に馴れて来た生産者や地方商人からすれば、「以後紅花売買勝手悪しく罷り成り」その上に口銭を引上げ、しかもその分だけ紅花代から差引かれたので、「困窮の商人迷惑」という感じが高まりました。そればかりでなく、この独占権はやがて地方の生産人や荷主商人の足許につけこんで、買値段と売値段の関係を明かにしなかつたり、現金の仕払をおくらせたり、特にひどいことは、「潰れ」と称して代金の仕払を停止するといふ、悪質な手段を講ずる向屋が生じたことでもあります。このために元文五年（一七四〇）から、向屋廃止に因する訴訟事件が生じましたが、その理由の一つとして、この「潰れ」を取上げているのであります。即ち

「拾四軒向屋の内、潰と申立て、紅花代金相渡り申さず候故、困窮の商人共、紅花
商売成り難く、迷惑至極仕り候じ」

「若山屋勘右工門、紙屋勘兵工、若山屋喜右工門、伊勢屋理右工門、合して四人潰を申立て、最上商人共へ損失相懸け候金高 凡そ七千兩余の処相違これなく候」といふことを度々申立て、おります。これに対して向屋側では、紅粉屋の不興に依る損失の結果だと辨明してはいますが、最上商人としては、向屋と紅粉屋との間には、「稻荷講」といふ詳細な取引上の規定が結ばれてあり、大向屋が四軒も潰れるというようなことは、有り得ないことだと、大きな疑惑の眼を向けざるを得なかつた訳です。さらにまた、假りにそういう原因で潰れたとしても、元来向屋というものは「売人買人引合相對の上荷物取捌き、口銭を取り、商売相立申ものに御座候へば、たとえ抛る無き筋にて身上相潰れ候共、商人共へ多少の損失相掛け申すべき筋にはこれ無き筈」といふ考え方に立ち、「今より以後、十四軒仲間にて向屋相勤め候はゞ、相潰れ候てモ、仲間として辨じ、商人へ損害相掛け申さざるように、仲間請合證文相渡し候様しにと、向屋仲間同志の連帶責任制を主要求して退かなかつたのです。

この訴訟沙汰がきっかけとなり、向屋は一應は廃止となりましたが、経済機構の発達や、幕府財政の關係から、それに代るべき新しい組織に改正されて、「紅花売買会所」とか、或は「紅花世話所」といふものが設立されました。しかしながら、立場を異にしている地方の生産者、商人と、京都にある紅花向屋や紅粉屋との間に、打解れ難い経済上の対立があり、この論争は幕末に至るまで続いたのです。

向屋方の不法行齋に対して、元文五年に最初火の手を上げたのは、谷地の商人惣代柵屋甚右工門と青柳屋喜惣次という二人でありましたが、その後寒河江の商人惣代も加わり、

鈴木忠助、中村六郎兵工、柘屋甚右工門、太田藤四郎、柘屋新次郎、青柳屋喜惣次の六名となり、その後、「大町念仏講帳」寛保元年（一七四一）の記事によると、「京都に商人惣名代に甚右工門、藤助、新二郎、忠助、寒河江より六郎兵工、五兵工罷登りいて、二條御役所に御訴申上げ云々」とあり、愈々出京の場合には多少の変更があつたようです。「紅花世話所」設置に因する宝曆二年（一七〇五）からの訴願当時は、寒河江並に尾花沢役所附百姓惣代として、谷地の久兵工、儀兵工等が活動しているし、漆山の半左工門や谷地の仁兵工等も引続き運動しています。明和三年（一七六六）五月の「念仏講年代鑑」に、「五月中京都より紅屋向屋より六七人山形へ下り、紅花仕入れ、これに依つて人氣強く相成り、生花直段五拾文より八拾文迄、干上り上物六拾文貳兩、五拾四五兩位仕入花揚り、右下り衆これ有り候ふくみにて、右の直段相立ち、百姓方悉く悦び申候」とあります。

このように、谷地と寒河江の商人や百姓戸ちが中心となつて、潰れ向屋の向屋を責め、向屋制度全廃を訴え、需給者の相対売買を要求した訳であります。向屋又は向屋らしい性格のものを廃止して、それから受ける不法な圧迫を除くことは出来ても、時代が作り出している経済組織そのものを、後進的な考えで全廃するということは不可能であつたので、そういう機構が無くなることによつて、却つて需給關係を調節することが出来なくなつて、資本の融通に困難を生じ、引いては生産者の発展を阻む恐れもあり、市場を混乱させることも多かつたのです。こういう時勢を知つており、財政的な立場から、向屋の存置を希う幕府の腹の中を見抜いてあり、しかも飽くまでも強い組織の力と経済力を持ち、さらに加えるに商才と合法的計略の才に長けていた上方商人が、決して最上商人や百姓の、

眞正面からの生一本の喧嘩に屈伏はしなかつたのです。論争の一つ一つには負けたかに見えても、次ぎ次ぎと新たな手で盛り返えして来るだけのカと方法と自信とを持っていたのです。

最初に掲げた「出世證文」の文化二年（一八〇五）頃における、京都の取引形態は、「紅花也話所」を中心とした、荷主と向屋の相對売買であつたようです。紅花也話所というのは、明和頃から紅花値が下落して来たのみならず、米値まで下値であつて、大小の百姓が困窮するよになつたので、利安金を貸付けて生活保証の一面を担当し、それによつて紅花の売急ぎを防止し、自然値上りを企図する目的をもつて、明和九年頃（一七七二）から設置されたものでありました。そして荷主と向屋、向屋と紅粉屋の間に立つて、紅花の取引が順調に行われるよう努力する性格のものであります。これとても、公認の向屋制度があつた頃と同様、長い向には、最上商人の考ふる通りにばかりは参らず、寛政十年（一七九八）には一部の改正はあつたとは言え、文化五年（一八〇八）には又々その改革についての訴訟が行われているのです。

京都の紅花向屋にとつてみれば、向屋同志によつて作られた組織としての向屋制度は廃止されても、向屋個人個人の責任とか義務を代表して呉れるものが、即ち也話所であると考えれば、取引には何の苦痛もなく、也話所と手を結ぶことによつて、却つて自由の立場に置かれ、地方商人に対する圧迫を、正面からでなれに、むしろ陰にかくれて行われるよになりました。

その頃の事情をこのように考えてみますと、近江屋が出した「出世證文」は、元文頃に

向屋が使った「潰れ向屋」の手と、同じようなものではなかつたかと、ひがんだ頭と疑いの眼を向けたくのです。地主と小作人の向や、主人と名子等の向に、心からの温情の表れとして、僅かの金銭について結ばれる「出世證文」は、世にもよく有ることですが、潰れもしないのに潰れと偽り、堂々と營業を継続しておりながら、大金を「出世證文」として返済を怠るといふことは、土地が辺僻で、氣候が寒冷で、降雪量の多、雪が春あそくまである最上の農民を、益々貧乏に追い込む原因の一つともなつたものと思われず。

第八話 紅花と藩の財政々策

どこの藩庁においても、またどこの公料代官所においても、その敗政を確立するためには、田畑には一定の品等をつけ、それに対する税率によつて、正税としての上米を命じました。たが、さらに雑税として、特殊産物等には小物成と称する税金をかけて、収入の増加を計りました。これらの税金のことを「役」とも言います。

最上地方や置賜地方において、中世末期から特産物として発達したものに、青苧、漆、煙草等がありますが、特に紅花は国産第一のものとして、大切な産物となつたのであります。すから、幕藩では等しくこれらを「御役作物」に指定し、その普及奨励を計り、税収入の増加に資しました。米沢の蒲生藩や上杉藩では、文禄（一五九二）以前から既にこの制度を立て、いたようです。

山形藩では、保科肥後守の寛永十六年（一六三九）に、青苧畑の調査を行い、それに対して青苧役を課してあるし、慶安寛文頃（一六四八〜七二）にも、松平下総守がそれを再調査して、青苧役の増収を計つていますが、紅花畑に対しての役は見えませんでした。

しかし、青苧や漆や紅花というものは、大切な国産であるとは言え、この地方でそれを製品化することが出来ず、原料のまま、工業製産地に送るといふ状態でありましたので、その移出税の賦課ということに目をつけ戸課です。これを「荷役」とか「荷え口御役」と称

レ、幕藩の財政から見れば、大きな財源となりました。〔袖中雜録〕という記録に、寛文九年（一六六九）における「大石田にて役物の覺し」が載っておりますが、それによりますと、

一、青苧三拾八貫目入	此役銀七匁	尙駄
一、紅花三拾貫目入	此役銀六匁	同
一、蠟漆四拾貫目入	此役銀八匁	同
一、眞綿三拾貳貫目入	此役銀八匁	同

右は先規の通り

という規定になっております。〔右は先規の通り〕とあることから判断すれば、これらに対する荷役は、寛文九年以前から規定され実施されていたものでしょうが、その時期は明確ではありません。この課税標準は時代によって多少の変更がありまして、延享年間（一七四四）の規定によれば、紅花三拾貳貫目入尙駄につき、この役金は尙歩貳朱となっており、尙駄の重量もその課税額も前者とは異っております。

その後明和二年（一七六五）頃になって、各役所の徴税法がまちまちになってしまい、移出に不都合があるという風面がありましたので、幕府では各代官に命じてその奥状を調査せました所、公料村々の分は規定通りでありましたが、私領上知の村々に必ずしも守られておりませんでしたので、翌三年からその標準を改め、総てこれに統一することとし、紅花荷役は次のように変更されております。

一、紅花役

三拾貫目売駄に付金壹分永貳拾五文ヅツ
但売貫目内は無役、売貫目以上は売貫目に付銭四拾七文ヅツ、

この規定もまたその後改正されております。こうして徴集した総税高につきましても、今のところはっきりいたしません。山形百史録に、元禄五年（一六九三）以降数年間に亘る山形藩の収入がありますので、参考のため記してみましよう。

元禄五年	金拾兩九百五拾五文
全 六年	金百貳拾八兩壹歩と三百七拾文
全 七年	金百七拾七兩壹歩と八百七拾文
全 八年	金百七拾五兩壹歩と百三文
全 十年	金百五拾九兩三歩と三百貳拾九文

当時山形藩の御役作物は紅花と青苧とが主でありましたが、以上の金額は兩者を合した御役金の約四割に当っております。

移出税としての荷役だけでも、これ程の税収入となつた国産紅花であつたので、手厚い保護を講じ、強力にその奨励を行つたのであります。米澤藩においては、以前からこれを「藏花」として現物を徴集し、藩の専売制を確立しておりました。一旦藏花としておいて、藩の必要に應じ、商人に入札させることによつて、一段と藩の利益を高めようとした制度であります。こういう紅花の専売制度につきましても、紀伊藩等でも目をつけ、宝

曆七年（一七五七）にその計画を立てたことがあります。嘉永六年（一八五三）には水戸藩で大阪に国産売買所というものを設置して、紅花外五品目の藩直売を実施してあります。

紅花の全国一産地である最上地方の領主たちは、こういう方法について、どういう態度をとっておつたのでしようか。実は山形の最後の領主となつた水野藩においても、一應この計画を目論んだことがあるのですが、しかし弘化四年（一八四七）頃の文書と思われる「山田幸右工門へ相渡候山形御産物廻漕の儀に付書付し」といふものを見ますと、中々そう簡単には行かなかつたらしいのです。紅花にしても、その他の詰品にしても集荷や販売については、山形の元方荷主という者が中心となり、さらにその手先となる目早と称する者たちによって相場が立てられ、取引売買が行われる組織になっており、この根強さというものは、藩の権力を以てしても、それを取り上げてしまつて、専売制に持つて行こうとすることは出来なかつたのです。同文書にはこの辺の事情を次のように述べてあります。

一、元方荷主は御用建相勤候長谷川吉郎次、村井清七、佐藤利兵衛、福島治助此四人専ら之家業に御座候。何れも相応の富家に御座候。御領主の御威光にて、容易に变革相成り兼ね候事と存じ奉り候。

一、山形御用建共、前條四人のもの共、去る午年（註一弘化三年）御所替より壹ケ年に相成り、いまだ御恩沢を蒙る事薄く、上の御評判宜しきを承り候ても、長く山形御在城は遊されずと、既に口外にも発し候程の気味にて、御用相勤め候

モ、自然踏上げかね候事と存じ奉り候

一 諸荷物取捌のため、目早六拾人程モこれ有り候程の儀に付、御城下の洞沢は少からざる事に御座候。御手捌の御目論見にては、容易に成就致す向敷く候。

云々

これでもわかるように、長谷川村井佐藤福島という四人の元方荷主は、何れも富有な御用達商人でもあり、所替になつて未だ一年という水野としては、どうすることも出来なかつた譯です。レかも六拾余人もある目早の働きによつて、山形城下も潤沢になり、商業都市としての繁昌もあつた訳で、それやこれらを思うと、藩自体による御手捌ということの中々困難なことでありました。そのために

一 先々より右様の仕来り御座候向、御国産新規御目論見相成候ても、当時御必至御困窮の御勝手にては、容易に御自力にての御成就に成るべき様御座無く候。

と、在地商人層に対する無力を認め、御手捌という専売制を放棄すると共に、その代り、
一、……、彼等の利潤相増し候はゞ、矢張り御領主の御蔵の奥のり候道理と存じ奉り候と言つております。御用達商人その他の荷主の発展を計ることは、やがて水野藩の財政を太らす源泉ともなると考え上譯です。しかレ、どうしてもこの計画を実施しようとするならば、

一、……、上方其外、身分相應の引受人へ、山形身元のものに得と談判引合行届候上にこれ無く候ては、改め申す向敷くと存じ奉り候。且つ目早のもの、家業変じ候ても喜ぶ候様、第一の工夫かと存じ奉り候。

と、取引関係商人同志の充分な談合と、目早の生活保護といふことが先決問題であること
を申しておりますが、これとても自信が無かつたのでしよう。結局は花染木綿を作るとか
、山形大豆ならば味噌に作るとか、原料のまゝの移出を避け、出来るだけ製品として上方
に送ることによつて、国益を増す方が賢明な策であるらうと、御手捌目論見からすれば、消
極的な態度をとつてゐるのであります。

所が、水野藩のこの計画が不成功に終つた数年後、安政二年（一八五五）に至つて、天
童織田藩において専売制を実施しております。御領分北目村文書によりますと、宇都宮藩
の家老である回瀬和三郎という者の世話をまつて、天童藩領内から出る紅花は、江戸大伝
馬町に居住する、諸色向屋頭取の駒込勘ヶ由が引請けるといふ約定が成立したのでありま
す。これは全く「御身帯（代）向の御基相立ち、御勝手道御引直しに相成り、永年の御肩
筋、この一事に限りい事に候向し領内の小前百姓まで、能くその理由を汲んで、藩財政復
興のために出情されたい」といふ布令を出してあります。

駒込勘ヶ由との契約を見ますと、その一項に「来年よりは先方より金子差出され、前金
御貸下さるべく候じとあり、生産者に対する前金売買が述べてあります。また藩自身も
「駒込勘ヶ由口入を以て、多少の金子御借用に相成り御約定しになつてあり、百姓の生活
が安定するばかりでなく、藩の勝手筋、いわゆる財政も引直るであらうといふ目論見であ
りました。それで、小前百姓や村役人に仰付けられた重要な点は左の通りでありました。

一、生花干花共に、聊かにても、他領へ売払い候儀は、全く停止仰付けられ候。若し
又隠し候て、他領のものへ少ミたりとも売払い候儀これ有り候はゞ、当人は最科

に仰付けられ、其村の三役組合迄、屹度御咎仰付けられ候。

一、御国産紅花の御用掛り、工藤六兵衛、仲野真子七へ仰付けられ候。

一、大庄屋佐藤弥三郎並に添役共に惣御用達共、此度の儀は格別に粉骨せしめ候様仰付けられ候。

天童藩がこの制度に成功した理由は、山形藩の場合のように、元方荷主の有力者や、目早という連中の数が少いばかりでなく、一般の経済生活が、天童町自体の中にあるというより、山形の方につながりが強く、国産紅花が藩の専売になつても、天童そのもの、商業経営に影響を受けることが少かつたことであつたのでしよう。それになお、工藤家や仲野家と言つたような有力な人々は、そのまゝ、藩の紅花御用掛として任用されたという、行政的な手宛にもあつたこと、思われます。そのために藩内の村々名主は、藩のこの事情と計画とを諒とレ、この年から「紅花時付書上帳」というものをその筋に提出して、不正売買を防ぎ、藩の財政々策に協力しました。

当時、暫く廃止されていた向屋制度が、嘉永四年（一八五二）に再興されましたが、それから数年を経たこの安政二年（一八五五）という年は、正月早々から、武州桶川宿の紅花商浅次郎と、江戸の徳兵衛との間に、「紅花売捌方難澁出入」があり、九月に至つて漸くその問題が解決したのであります。その問題の中心点となつたことは、武州や奥州産の紅花を、生産者や地元商人たちが上方に売捌く場合、江戸を通る荷物は、その他の向屋の手を経なければならぬというのは不当であるというのに対し、江戸の向屋組合では、それは昔から「打越荷物」と称して、法をモつて禁じられていたことなので、上方との直売

買は認めないという立場をとつたことにあつたのですが、何回かの審理の結果は、やはり打越荷物は不法ということになつて落着^{さつき}れたのであります。

織田藩の家来長谷部肇が、このたびの紅花専売実施について、幕府に伺いを立てたのは、安政二年の五月晦日であり、江戸打越荷物の問題が未だ審理の最中でありましたために、役所でもその取扱を慎重にし、江戸の諸色係を勤めていた堀江町名主熊井理左工門と、村松町の名主源六に、^{フ、フ、}羽州天童紅花荷物、国産相立て、御当地向屋共荷元窮屈にいたし候内目論見にはこれ無く候哉、其筋事奥の譯、密々々々探索しするようにと仰せ付けられたのです。これに対する両人の調査の結果は、次の返答書に明かであります。

一、羽州天童、同州山形、同州最上、此三場は紅花買次高い致し、手広荷元格別手厚のものもこれ有る処、例年彼岸前迄は、京都総て上方筋へ直廻いたし、彼岸後は、御当地へ相廻し候。彼地商人共の商風に御座候。諸商売手広以来、京都に出店いたし候奥州商人手付のもの共、奥州へ出買いたし、相場買荒し候に付、従来彼地住居手広手広の商人共国中買集め、直段相場を上方出買商人に^高上げさせ、自然元買値段へ差し響き、且つ作方の人氣も宜からざる様相成り候向、御領主御家来へ申立て、国産仕法相立て候得ば、不同の値段穩かに、買集め方行届き、御領主御益筋にも相成り、農家風儀も頂朴に古復致すべくとの主意を以て、今般御申立て相来り候由、全く当時御吟味中の荷元筋へ相拘りい意味合には相聞え申さず候。尤も外御家々様御国産には、御出入町人へ御渡相成り、向屋共へ売捌き方相成り候分これ有り、天童領国産屋敷へ紅花取扱い候向屋共最初より出入いたし、

下々^{タタ}爾^ニ諸^ノ行^ハ届^キ候^ヘて御申立相成候由に付、商法に相振れ候儀は御座無き様存じ奉り候。右密々承り探り候趣申上げ奉り候。

この報告書によつて、役所では、通町組小間物向屋のうち、丸合組紅花取扱商人共に限り、新に仕法を相立て、紅花荷物の売捌かせ方を正式に許可したのであります。それで天童藩では、丸合組に屈する嘉兵工、弥兵工、彦七、金藏、仁兵工の五人と、紅花売買に因する新厄な仕法をもつて、特約を結んだのであります。その仕法は大略次のようなものであります。

一、紅花産物参着次第、五郎三郎外四人のものへ御達次第、御蔵元へ罷出で、見本受取り、銘々値相立て候積り。

一、紅花壹袋目方正味四百と拾五匁、袋目貳拾五匁、右にて壹袋五百目に相定め、六拾四匁を以て壹駄と相定め、相場相立て取引致し候事。

但御品渡しの際、御立合の上、荷物切り解き目方相改め、種目これ有り候はゞ、引下さるべく候事。

一、紅花見本より品劣り候が、濡痛み等これ有り候はゞ、相当の値引相成り候事。

一、紅花荷物御払の節、御当地景氣弱にて、上方表へ積登せ相成り候節は、壹匁に付き銀壹匁六分づつ、向屋口銭申受け候事。

一、引受け紅花代金の儀は、当日より六拾日目相納め申すべく候事。
但車力賃は買請値段見込みの事。

この仕法に出て来る五郎三郎というのは、丸合組のもので、当時病氣中であつたために

、前記の嘉兵工がその代理として調印したのでありませう。次に記しておきますが、代理でなかつたのは金藏だけ、弥兵工は勢州居住の善太郎の店預り人、彦七は京都居住の久藏の店預り人、仁兵工は江州居住吟次郎の店預り人、徳兵工の代理人でありませうが、江戸の向屋丸合組の人々は、京都や江州や勢州出の者の尋かつたこと、しかもそれらの人々は本居を彼の地において、江戸には出店を開き、店預り人を出張させて経営をまかせていた状況が窺われます。

天童藩が、国産紅花を藩の藏物として取扱い、江戸の向屋五人に相場を立てさせ、その値段によって売却したということは、既に述べましたように、全く藩の財源を確保する目的にあつたのです。天童藩というのは、その領地を見るに、天童六ヶ村以下貳拾ヶ村で、その録高は僅か貳万石、その実收高においても、二万三千五百五拾余石という小藩であり、財政的には非常に苦しかったのであります。それで藩の收入を増すためには色々の方法を講じ、広重に絵を描かせ、それを代償として興えることによつて、諸人に献金させたと言われ、また支出を抑えるための苦しい方法として、家臣の録高引さえ敢て行つていたのであります。現在天童の名産となつてゐる将棋駒等は、家臣の生活費補充のために、内取として行わせたものであるとも言われております。

このように窮乏な財政状態でありませうから、その増收方法の一つとして、紅花を藏物に指定した訣であります。この紅花荷は一旦江戸の御藏屋敷に納められ、こゝで藩から指定された藏元と称する商人にその出納がまかされることになるのです。藏元はまかされた紅花の需給関係や、相場の状況を勘案して、適当な日時を五人の者に通知すると、前記

仕法にもあるように、直ちに蔵元に参集し、与えられた見本によって、各々値段を相立てて入札を行うのであります。蔵元となる商人はまた御用産商人を兼ねておりますので、藩の出入商人として莫大な利益を得ておりました。その代りに藩の必要な金を調達する義務も負わせられており、蔵物としての専売制は、單にそのことだけでなく、間接的に藩の財政に大きな影響を及ぼしたのであります。

また價格の統制という点からも、当時の藩政からその必要があつたのでしよう。前記の報告書にもそういう意見があるように、京都に店を出すようになった奥州商人の手代共が、奥州の紅花を買集に出るが、この出買商人たちによって値段が糶上げられ、各方面に影響を及ぼすことが多いためならず、特に値高になつては、農民の生活が贅澤になり、右来の質朴な農民氣質を失つてしまふ恐れが生ずるので、出来るならば馬鹿値にならぬように、大体の値段を統一し、不当な売買を取締らうとする点もあつたようです。

生産者側に立てば、値段に或る程度の統制が加えられ、取引の自由も束縛された蔵物制度に対しては、必ずしも賛成する筈はなかつたものと思われまふ。藩庁としてはこの点に警戒したらしく、名主共に対しては特に「此度御國産の紅花御登せの儀、別紙の通り御領内へ仰付けられ候に就いては、其方共格別粉骨せられ、取計い申すべく候。且つ小前の者迄承伏候様申論し候様仰付けられい儀、自然の利益に相成候儀、莫大の事に候と、円満な取計い方を要望してゐるのです。生産者に対し、また地方商人の資本勢力に対し、窮乏の小藩が持つ権力というものは、殆ど効力が無くなつていた幕末でありましたので、万一強い反対にでも遇つたならば、藩の貧弱な財政等は、一挙に潰れてしまふ恐れもあり、哀願

にも似た申渡レであつたように見えます。近世後期における諸大名の財政というものは、このように農民の力に頼り、地方商人や用産の力にすがらねば、成り立って行けなかつたのでしよう。

第九話 紅花と不老長生の思想

嘉永頃（一八四八〜五三）伊達桑折の釈遜阿という坊さんが、出羽国に来遊した折、紅花染の赤い着物をつけた子供たちが、若木権現に参詣に行く美しい姿を見て、

紅染着せて御礼参りゃ小萩原

という句を作っております。当時若木権現は疱瘡神として、地方民の信仰が特に厚く、旧四月十六日の祭典には最上地方の人々の参詣で賑ったけでなく、仙台方面の人々の三山詣の際には、必ずこの権現に疱瘡除けを祈りました。これらの参詣人の道標として、溝延村にさえ、「右山寺道、左若木道」と書いた石が立て、あります。遜阿の句は、疱瘡が軽く済んだ御礼に、子供に花染の着物を着せて、参詣に行く小萩原の景色を詠んだのであります。

この句で大切なことは、花染を着せたということで、紅花は元来温りの薬で知られており、従ってそれで染めた着物も、自然そういう効果を持っていたのです。この地方の古い風習では、子供が疱瘡にか、つた時は、ひどくならないように、花染木綿で頭巾を作り、それを被せました。それも同じ道理であつたのでせう。

また子供が生れると、額の真中にポツチリと紅をつけましたし、生後はじめて外に出る時も、同じようなことをしました。若い女の人が出するよ様な時も、化粧という程でも

なく、唇の真中に一寸紅をつけるという風習がありましたが、これは一種の魔除けであると言われております。やはり紅には病氣という魔から守る不思議な力があるものと信じられていたのでしょう。裏日本の雪の深い地方は、子供の佝僂病（セムジ）が多いのですが、昔からこの病気を防ぐために、赤ん坊の額や頭に紅を塗ってやることも行われました。温りの薬というのは、いわゆる血症薬のことになります。紅の塗布によるこの効能は、やがて花染を肌着として着ることも、また冷えの予防と考えられるようになりました。前記の花染の着物や、花染の頭巾を魔除けとし、病気の予防に用いた風習は勿論のこと、全国的に集って来た近世の出羽三山行者が、参拜記念の土産物として山形で求めたものは、花染木綿の類で、特に子供の腹巻とか、婦人の腰巻等は、冷えを防ぐものとして大いに喜ばれたということは、郷土関係の諸書に見受ける所であります。私が前に編した「大町念仏講帳」享保十八年（一七三三）の條に、

午の年、湯殿山の参詣、毎度沙汰致すよりは、存外の参詣これ有り、花そめ下地、前々丑年より商内罷成候。白岩より奥山内は、拾年計りは寝て喰う程にまふけ申候由、八口の道は都合五万七千余これ有り候由、扱に夥しき事に御座候。

と見えますが、関山口から来た南部下仙台方面にかけての行者に、谷地の商人が花染を商った記事であります。行者達はこれを以て腹巻をして登山すれば、決して濕患に侵されることはない、登山前の宿場で買うことも多かつたようです。

三月節句の雛壇の前に飾る紅白の餅は、如何にも若くてふくよかな少女を思わせるに相應なわしいものですが、あの落ちついた紅色の紅は、食用紅でありますし、同じく麥菓子と

言う菓子の色もそれでありませう。その他祝い事の際に作る紅白の餅も同様でありまして、何れも季節の折目折目に紅を食べる習わしの遺風になつておつたようです。

最上地方の女の子の手毬唄にこんなのがあります。

れんげ 　れんげたら 　座敷をさらりと

れんげ 　れんげたら 　白粉つける 　さらりと

れんげ 　れんげたら 　紅つける 　ポチヨリと

れんげ 　れんげたら 　帯めぐる 　ぎつちりく

れんげ 　れんげたら 　旦那様今日は

次に支那の古い話を一つ書きましよう。明の李時珍の著「本草綱目」の紅藍花の條に載つてゐるのですが、徐氏という者の婦がお産をして、そのために死にました。驚いて体に觸れてみますと、胸の辺りに未だ偉かな温かみが残つておりますので、当時名匠と言われた陸氏に診察してもらつたところ、これは血が固えたのである、紅花数十斤を得れば活かすことが出来るであらうという。大急ぎで家人がその準備をすると、陸氏は窓の下に三つの桶を備え、紅花を煮た湯を注ぎ、死人をその中に入れておき、湯が冷えれば又別のものを注ぐこと再三、斯くすること数時でありましたが、死人はやがて指を動かし、半日程して遂に蘇生したとあります。

この本には、紅花を薬用として、六十二種風、腹内血氣痛、一切腫疾、喉痺雍塞、熱病胎死、胎衣不下、産後血暈、聾耳出水、臍膈拒食等の場合に効果があると書いてあります

が、漢方薬の方では、昔から血の薬または温りの薬として、盛んに使用されたもので、紅療法を唱えている人々の間には、今でも万能薬とされております。効能を述べるものは、大体「本草綱目」に載せてあるものに依つてゐる様ですが、薬用としての紅花を調べられてゐる原田善明氏は、その効能を次のように整理されてあります。

一、血行障害の除去。悪血を去り、造血を促進せしめる。あたゝまりと言われるのは、

この作用をいうのである。

二、通経薬として使う。

三、分娩促進、特に破水を促進させる。

四、胎児死亡の場合、紅花酒を二三杯飲用すれば、死児が下りる。胞衣が下りない場合にも用いられる。但し普通懐妊の婦人には禁忌とされている。

五、一般産後の血の道に、紅花酒として服用する。

六、小児のあせも等には、ハコベの汁にて葛粉等と練り合せて貼用する。

七、小児の胎毒には、大黄、沈香、黄蓮等と混ぜて服用させる。

以上をみると、その用法は主として紅花を酒に浸し、紅花酒として服用するのでありますが、そのためには、年々散花として乾燥させておくことが必要であります。弘化四年版の「重訂本草綱目啓蒙」に「錢ばなに成えずして、辨を摘み採りたるまゝに出すものあり。これをつみなりと云う。又びばなとも云う。唐山にてこれを散花と云う。伊勢美濃より出るは皆つみなり。薬にはこのつみなりを用ゆ」と記してありますが、最上地方ではこの散花を乱花干といつております。現在でも他県の一部にこの乱花干を作る所がありますが、

これは家庭の常備薬として売出される、婦人のいわゆる「血の道薬」の配合薬に用いられるそうです。

漢方薬としての紅花は、昔からこのように医学的に使用され、またその効果が認められているのでありますが、紅に關する前記のような民間習俗というものには、それだけに経験から生れた深い根柢のあったことなのです。しかも、冷え性に特效があつたので、その習俗も婦人に關するものが多かつたのも当然のこと、言えるでしょう。

紅という語が日本に見え初めたのは、「古事記」下卷仁徳天皇の條下でありますから紀元からすれば三百年代に當る訳です。従つてそれが支那から伝来したものは、恐らくは紀元前のこと、なるでしょう。その後奈良時代には、薬草圖にこの紅が植えられておりますし、平安時代の初期に出た「延喜式」等を見ますと、その当時、宮中御用として分量の紅が使用され、全国六十八ヶ国中二十四ヶ国から貢物として徴用しております。染色用の赤色としては、古くから菘を用いておりましたが、その菘と異つた立場で、この紅が広く日本人に愛用されるようになったのは、おつとりとしたその色彩から感じられる好みだけではないに、この紅の持つ医学的な効能からもあつたものと考えられます。

最上地方に紅花が植えられるようになったのは、恐らく中世末期頃からであるラと思われませんが、氣象や土質が適しているからでしょうが、その普及速度が非常に早く、立ち廻りに全国第一位の生産量を見るに至りました。その品質もまた他に勝れ、文元三年（一七三八）の清水清氏所藏文書等にも見えるように「古来隨一の出来に御座候て、御召類染め来つた」という、由緒深い歴史を持つようになりました。最上紅花が京都に送られなかつた

年等は、良質の紅花を買い集めることが出来ず、幕府の御用商人が非常に困ったという事
実もあります。東根の後沢村太田幾右工門は、文政五年（一八二二）に伏見宮家の執事か
ら次のような「申渡し」を受けております。

申 渡

太 田 幾 右 工 門

右は今般当御殿御館入、並に姫宮御方、絲、真綿、紅花調進の御用立御貸附の儀、願
の通り仰付けられ候。然る上は、御用向懈怠無く、恒例の御礼式御法令大切に相守り
御爲第一にこれ有るべきもの也

右貳人扶持分の事

文政五年年二月

伏見宮御内

黒 田 頼 母
福 井 教 馬

幾右工門は、自作の紅花の外に、絲と真綿を伏見宮家御用として納入し、式人扶持という
待遇を受けていた訳でありまして、最上百姓個人としても、非常な光栄を擔った訳であり
ます。

明治に入ると、色々な経済事情は、この紅花栽培を衰微させ、それに代って支那紅や洋
紅が流行して来たのですが、右法伝統を守る皇室関係の諸行事には、総て在来の本紅を用
いられます。御即位大礼式、伊勢皇太神宮式年御遷宮式、明治神宮御造営式等の場合には

大量の最上紅花の注文を受けましたが、生産が減少してある時代のこと、て、その調達を命ぜられ、山形の岩淵氏等は、想像以上の苦心をして、漸く間に合せました。レカレその甲斐がありまして、現在岩淵氏の秘蔵される御調度品の織物の小布等を見ますと、その美麗精巧さに全く驚かされます。岩淵氏がこういう重責を果して、これについて、陰の力となつたのは、高嶺や志村の多くの農民たちでありました。最近の伊勢神宮式年祭は、去る昭和二十八年の秋に行われましたが、その時は「山形紅花振興会」の努力により、前年度産の花餅一貫八百匁を納入いたしました。これも全く出羽志村の方々の協力によつたことでした。

御用品の生産につきまして、最上の農民たちが、このように純情素朴な態度で協力したこと、最上紅花の保存振興に志す人々が、このように感激をまつて努めているということ、それは必ずしも御召物や御調度品の染料として採納になつたという、單なる光栄感からだけではなくして、高貴な方々の御健康と御安泰とを、紅花のもつ薬物的効能によつて守ろうとする大切な観点が、心の底にひそんでおり、それが自然と表われて来るのである。と考えられるのです。本草学という薬学の研究が、古くから支那に行われており、それがやがて日本に伝わり、そして盛になつたのも、その根本をさぐれば、やはり人間の不老長生を求めるところの思想にあり、その精神を紅花というものを通して、自分の生命を守り、自分の新しい人々を病魔から救い、そして自分たちの尊敬レ敬愛する方々の不老長生を希うという、日本人らしい深い精神が生じて来たのでしよう。

第十話 時代に圧された最上紅花

質量共に全国一と評判の高かつた最上紅花も、明治時代に入ると、急速にその影を没してしまいます。これまで続いて来た封建的封鎖的政治政策が一変して、万幸御一新、諸外国との貿易が奨励されると、西洋の文物がどしどし我が国に入って来ました。また交通機関の急激な発達は、長い伝統の夢を破って、この地方にまで忽ちその余波を送って来ました。即ち、それまで最上の近江商人とまで言われた最上商人の商業力というものを、根底から覆えられたばかりでなく、百来特産商品として名の高かつた紅花、青葙、荏油、蠟等は殆ど全滅という悲運を招いたのです。

先づ紅花産出の状況から述べてみましょう。最上地方でも最も名高かつた谷地々方の記録によりますと、「明治三年畑方は紅花宜しからず候に、下値にて、百姓一同大きに困り入り候とあつて、その頃から次第に需要が減り、そのために値段の下落したことを示し、各部落の契約帳記載事項等を調べてみましても、明治八年を境として、農作物の作柄や相場表から、全くその姿を消してしまい、その代りに新たに生糸、桑、茶、薄荷と言うような、商品作物と交代しているのに気がつきます。そして明治七年一月一日発行の「山形県一覽概表」中、物産の項にも、僅かにその名だけを留めているに過ぎないという状況でした。さらに十三年度の計表からは、その名すら除かれてしまっています。従つて、さ

レモ有名であつた最上紅花も、経済事情の変動には抗することが出来ず、僅か十数年間でその生命を急激に失つたといふことになりました。

このように衰微した経過に就いて、こゝに一應のことを述べておきませう。明治二十年三月に農商務省から発行になりました農商工公報号外に、「願向應答録」というのがあります。この中の一項に、山形県が報告した紅花に關する記事が收められていますが、大變参考になりますので、それを中心にして語を進めて行きます。

農商務省の願向内容は、「今般諸新聞ヲ一見スルニ、紅花ハ有益ノ模様ニ相見候向、左ノ件々御明示有エ度云々」と言つて、紅花の栽培法、紅花の摘取法、紅花の製法、紅花の販路の景況等につき、明示を求めるといふのであります。明治二十年頃、どういふ訣で諸新聞が紅花のことを取り上げたものか判りませんが、前記のように殆ど絶滅に傾いた紅花に対し、その復興といふことが問題になつたのではないかと考えられます。この願向内容については、山形県は直ちに調査の上、精しい報告書を提出いたしました。

先づその最初に「本邦紅花の義は、別紙販売景況に詳述せし如く、目今支那より輸入する紅花に比し、其製法粗造にして、且つ價格廉ならざれば、今より之れを栽培せんと欲するものは、裁製に工夫し、従前我が製出する所の紅花の如き、粗造の製これ無き様、専ら注意する肝要の事と存じ候」と、日本産の花餅の品質や、その値段の点において、支那産のものに遙かに及ばないことを指適して、強くその反省を要望しています。

栽培法、摘花法、花餅本紅の製法等については、「農業全書」、「草木六部耕種法」
「機織彙編」といふような本を参考として書いておりますので、その内容に地方的特色が

出ておりません。こういう点については、広く経験者の話を聞かず、一般的な参考書を基にしてまとめている所に、役人としての事務的な処理という無責任さを感じさせられます。

販路のことについては、「紅花の売買は、往時専ら東京に在りて、其の商買は、元組假組と唱へ、元組は十八軒、假組は三十六軒ありしが、諸株廃止以来商業一変して、当明治十九年一月認可を請けたる同業組合は、二十一軒となりたり」と述べております。向屋とか株仲間と称する専売制度は、天保十二年（一八四一）に停止になり、営業勝手次第の原則を立てられたが、従来の業者たちは、概ね假仕法を設けて暗に結合を続け、仲間開放によつて新規に廃業した者と対立してまいりました。嘉永四年（一八五一）になりますと、向屋組合再興令が出て、専売制度が復活するのでありますが、こうなると、旧采の業者を元組と称し、停止中新に廃業した紅屋を假組と呼び、名前帳面をも別にしたのであります。江戸において紅花を取扱ったものは、元組十八軒假組三十六軒、計五十四軒でありましたが明治維新になるとこの株仲間が廃止され、新に卸売向屋制度に変更、後にまた同業組合というものになりました。明治十九年一月の調査では二十一軒ということになっております。

たゞこの報告書でおかれいのは、「紅花の売買は、往時専ら東京に在りて云々」ということでもあります。勿論近世後期になると、江戸との取引関係も深くなり、山形三浦屋の帳簿等を見ましても、弘化二年（一八四五）の「江戸紅花向屋定」として、柳屋五郎三郎、村田久藏、玉屋善太郎、蛭子屋金藏、丁子屋吟次郎の元組に属する五人と、外に假組廿八軒を上げておりますので、その販路が江戸に移りつゝ、あつたことは認められますが、実際上酒田、敦賀廻りの取引関係にあつた京都や大阪を、全然無視したようなことは、どうし

左記なのでしやうか。或は明治になつてから、経済の中心も東京に移り、紅花の取引も自然東京を通すことになつた、めに、このような報告になつたものでもありませんやうか。衰微の現状を證明する資料として、東京の同業者の数を上げ、かつての五十三軒が二十一軒に減少したのが、「此の如く紅花商業の微々衰凋したる所以のものは何か」と持つて行くための單なる記述であつたとすれば、それはまた別です。

日本紅花の凋落した原因は二つあります。その一つは外国紅の輸入であり、もう一つは貿易と関係する産業の変化であります。報告書に依れば、明治初年前後の産出高は、山形から六百駄、仙台から三百駄、水戸から五百駄、東京近在から三百駄、その他各地から若干づつで、合計二千駄程あり、この内七分は江州商人に売渡し、専ら同地産蚊張縁地の染料に用いられ、二分は東京、一分は各地の消費に充てられたとあります。

レかるに、明治政府の産業政策から、外国貿易の振興といふことを第一に掲げ、農作物の指導奨励も全くその裏から行われました。この銀裏からすれば、紅花のようなものは低廉な外国紅をもつて代用が出来ますので、従来国内産業だけを重視していた時代のように、何も奨励作物として指定する必要はなく政府としては、むしろ外国に需要の多い茶とか生糸とかの生産を高めた方が、どれ程利益があるか知れなかつたのです。それで明治の初期には、徹底してこれらの振興を計る方途を講じたのですが、山形県におきまして、政府のこの方針に従い、明治五年前後には新らしい「勅業布産」といふものを度々出しております。それらの布産の中には、……従来田畑作付の地たり共、相成るべくは桑茶の類仕立申すべく、右植立方積々行届き候上には、猶其製法方をも致習いたし、益々精良

に至り候はゞ、拾年の内は必定莫大の利益生じ、殊に他方より数万の金銀を取入れ、管内一般山寄りの村々迄、融通宜敷く相成り候云々」と申してあります。そして苗木の配布、出張指導、各区戸長の責任ある管理監督と製法伝習所の設置等、あらゆる手段方法をもつてその普及に当りましたので、紅花畑は急激に茶畑となり桑園と化するようになりました。もちろん茶や桑の栽培は、明治以前から行われては居ります。例えば日部落から出た有名な「日田茶」等は、文久二年（一八六二）伊藤八右エ門によって始められたものです。同地の桑樹栽培も、慶應二年（一八六六）小林友藏が始めたものと言われております。然しそれらは産業として見れば未だ一般性がなく、微々たるものでありまして、明治に入つてからの普及には及びもつきませんでした。明治十四年頃西村山郡の産業状況を、川田剛着「隨躰記程」に紹介された記事によつて見るに、「西村山郡、初め本郡は多く紅花油菜を表す。而して近歳洋船齎し来る所の洋紅石油価甚賤し。乃ち換えるに桑茶を以てす。現今養蚕者三千八百三十戸、收購六千九百十四石余、製茶者百七十五戸、得茶葉一萬六千三百三十斤」とあります。

茶桑の外に、薄荷の栽培等も流行したようです。荒町上組の「年代譜帳」に「明治十七年秋より薄荷流行に付き、明治十八年度秋迄、山形管内凡畑五六分通り植付仕候。但値段三百式拾匁代金九円より拾円迄に相成候也」とあります。

報告書ではこの産業の変化を、「明治四、五年頃より、我が製茶の需要を、海外に増すの徴あるにより、茶樹栽培の利は紅花栽培に優り、また他の作物に於ても、紅花採收の利よりも勝れるものありと云うを以て、漸次紅花の栽培は他の作物に移り、其の産出を減す

云々」と説明しております。レガレ特に染料に供される紅が出なくなるということは、染色界にとつては重大なことでありましたので、その不足は支那産の紅花をもつて、これに充てるようになりました。

支那紅は四川省から出るものが最も品質がよく、印度物や河南物がこれに次いだと言われますが、日本で輸入したのは、主として四川省物でありました。その輸入量を見ますと明治元年から三年までは一万円から六万円の間にありましたが、四年には急増して十二万円に及び、八年に至つては二十一万円という多額になり、九年から十三年迄は十九万円乃至十二万円、十四年度以降は八万円乃至三四万円の間に上下するという状況であつたようです。

この間、日本の紅花はどらであつたかと言ふに、「殆ど市場に痕跡を現わさず、僅かに出するものは、只管収利の多からん事を欲し、生産者や商人たちは色々な不徳悪辣な方法を用いております。例えば摘花する場合には、残花のみならず、枝葉までを混じ、その甚だしいものに至つては、花餅を作る際に米粉や粉糠を加えて、その斤量を重くする等、買人を瞞着する者が出て来るといふ有様でした。このために市場からひどい悪評を受け、価格は益々低落するばかり、明治三年頃ですら「大町上組念仏講帳」には既に「畑方は紅花畑からず候処に下値にて、百姓一同大きに困り入り候」と見えてゐる位です。

一度このような奸手にかゝれば、再びこれを買取る者等はいなくなるにも拘らず、最後のあがきに立つ製産者は、愈々濫造を争とする有様なので、僅か二三駄の紅花を東京に持参した所で、容易に取引する店もなく、荷主は旅館屋に数日を空費した末、幾分を投売り

して帰郷、残荷は旅籠屋の物置に放任され夫俵、顧みるものもなかつたと言われます。報告書にはこの状況を「貴重な商貨にして斯の如くなるものは、畢竟粗製の然らしむる所に於て、自ら招き去るものなり」と述べてあります。

支那から輸入される紅花にも、勿論その品等によって優劣はありますが、日本のもの、ように、人の目を瞞かして、残花や枝葉を混入するといふような事がなく、熟花瓣のみを採集してあるのみならず、方三寸位の大きさに圧搾したものに作つてあるので、その善悪を識別するに容易であります。その上、本紅を搾り取るにも、品質に胡麻化しがないので時間がかゝらず、紅の分量も多かつたのです。

また兩者を価格の上から比較するに、支那産の上等品は、明治二十年頃で、百斤につき二百五十円位が普通でありましたが、相場の変動が激しく、買ひ気が強くなると一日で忽ち五七十円を上騰することもある、中々一定するといふ訳には参りませんでした。これが若し最上地方産の極上のものだとすれば、志駄の値段が百二十三十四位の所に相当します。これを賣目に直せば、支那産百斤即ち十六貫で二百五十円、最上産は志駄即ち三十二貫で百三十円となり、値段の上からだけ見れば相当な肉きがありますが、その正味からいふと、最上産は不純物が多いので、僅かに七八十分レが無かつたと言われます。当時の紅商人の言ふ所によれば、日本紅花を使用することは、支那産のものを使用するよりも、七倍の欠損があつたそうです。それで紅商人としては、若し一朝支那産の輸入が止つたといふことになれば、紅商業といふものは成り立たなくなると言つておられます。

最上紅花の需要が途絶え去第二の理由は、紅に比較して非常に低廉な科学染料の輸入と

、操作の簡易さから来るその普及でありました。特にドイツから来るアニリン染料には全くかわらなかつたのです。染料の医療的効果とか保存力とかを軽視し、単なる染色という立場からの營利本位の商業經營に、ぐんぐん圧された訣です。化粧用の紅についても同じでありまして、品位とか、優雅とか、或は奥ゆかしさと言つたようなことは余り問題にせず、唇を眞赤に染めるといふだけの化粧法に立てば、洋紅もまた流行するのが当り前でしょう。

科学製品としての洋紅は、非常に空価だと言ひましたが、一例を上げれば、明治初年頃に桃色染木綿一反を染め上げるに、銀四匁位か、リマシたが、明治二十年頃は化学染料で仕上げるこゝによつて、その染代は僅かに二錢を要したに過ぎなかつたのです。これでは紅花染の効能を幾ら説いてみた所で、經濟力には屈伏せざるを得なかつた訣です。

報告書には最後にこうあります。「今後栽培を試むるものは、宜しく茲に猛省して、粗製濫造の弊に流れざらんことを。若し濫悪品を製する時は、市場に残滓を堆積するのみ。全体我が紅花は花辨柔かにして、品位支那産に優れるを以て、勉めて良品を製せば、価格も亦支那産の上に出づるや疑いを容れざる所なり。」と。このことは、農商務省が日本紅花の復興を考えているこゝに對する應答内容であるから、尤もな意見であります。たゞは優良品が生産されるとしても、その向の勞力や、本紅製造の技術や、それにも増して価格の奥からすれば、容易に復興すべき時代ではなかつたのです。そのために、この時の報告も単なる問答書に終つてしまひました。

このこゝがありましてから今年で約七十年になります。その向、篤志な人々によつて、

古法を守られる皇室の御用品として、細々と栽培が続けられ、僅かに最上紅花の余命を保って来たのでありますが、こゝ、数年前から文化遺産としての保存運動と、産業振興のための復興運動が抬頭して来ました。しかレ向題の中心はやはり良質なものを、簡単な操作で安価に出す研究ということにありませう。幸いにして、資源科学研究所の和田水さんが、これが生産と結びつけば、最上紅花が再び発展して来ることは、疑いのないこと、思います。

最上紅花については、人に数倍の愛着を持っておられる川崎老先生が、「婦人の唇には、高尚な色沢を持ち、且つ衛生的なべに替って、畫々レい化学製品がつけられ、それが美人の象徴でもあるかのよう誇られておりますが、その誇りは何となく持たざるもの、淋しい悲哀を物語るかのように見えるのは、否めない事実であります。」と言っておられますが、御尤な話です。山形地方ゆかりの花、紅花のあれこれ思い、これで第十話を終ります。

最上紅花放談十話 正誤表

		頁行		誤		正																													
27	4	24	6	23	1	21	18	21	1	17	1	17	1	14	7	13	9	7	11	7	5	6	6	5	5	10	3	10	頁行	誤					
	奥現	提出(註一)	こちらの	奥羽	鹿地	大低	紅花の場合三俵	紅花の場合三俵	象徴	奥羽	真紅	愛欲	祈らずに	見惚れ	本版	念頭																			
	奥現	提出した(註一)	こちらの	奥州	産地	大低	紅花の場合三俵	紅花の場合三俵	象徴	奥州	真紅	愛欲	祈らずに	見惚れ	木版	念願																			
60	6	58	8	49	10	49	8	43	9	42	8	41	18	41	10	38	11	38	9	35	5	33	9	29	17	29	14	29	10	28	18	28	10	頁行	誤
	五駄	紅花	村井清七	例えば(苜等を	心配なく	差山い	細谷村	絞ってみると	念願	版木屋	橋窓自語	元録	天文三年	丹波	紅花論	神宮年料																		
	五駄	紅屋	村居清七	例えば寛政四年(苜等の	心配もなく	差山え	畑谷村	絞ってみると	念願	版木屋	橋窓自語	元録	天文三年	丹波の	紅花論	神宮式年料																		
	五駄	西田と兵エ分																																	

		頁行	誤	正
67	3	紅花荷物志代金	紅花荷物売代金	
70	5	十二月西二	十二月兩度二	
71	3	御薙ぎ	御薙ぎ	
76	1	生一本の	生一本な	
77	1	ひがんだ頭と	ひがんだ頭で	
77	5	降雨量の	降雨量が	
79	16	村々に必ずしも	村々には必ずしも	
82	1	踏上り	踏止り	
82	5	村井	村居	
84	10	手宛	手宛	
84	17	その他の	その他の	
96	18	精神が生じて来た	精神にあった	
103	11	こともあ、	こともあり、	
105	4	和田水さんが、	和田水さんが、化学 的な操作で、色素の 抽出に成功しつゝ、あ りますので、	

頁行
誤

正